

令和2年9月22日 広 域 防 災 局

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について (第9回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

【議事】

- 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への発生状況等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 「関西・イベント時の感染防止宣言(案)」について
- 「コロナ禍でも台風時には避難行動を! (案)」について

「資料]

- 別添1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添1-2 関西府県の対処方針
- 別添1-3 構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況
- 別添2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添3 全国知事会緊急提言等
- 別添4 「関西・イベント時の感染防止宣言(案)」
- 別添5 「コロナ禍でも台風時には避難行動を! (案)」

関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 感染者の現状

9月15日0:00時点

	×	公分 分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
感到	杂患者	首数	471 (371)	1, 628 (1, 268)	9, 636 (7, 849)	2, 478 (1, 779)	546 (454)	236 (173)	34 (31)	147 (142)	15, 176 (12, 067)	100
全级	寮養者	₹ 3	37	82 *1	845 *2	124	24	5	12	39	1, 168	7. 6
		重症	1	1	36	9	1			1	49	0.3
内訳	入院	中等症・ 軽症・無 症状	36	59	347	102	23	5	12	33	617	4. 1
	自宅	三療養		12	156						168	1. 1
	宿淮	自療養		9	180	13				5	207	1.4
退	完		427	1,521	8,611	2, 299	513	227	22	100	13, 720	90.4
死t	<u>-</u>		7	25	180	55	9	4		8	288	2.0

※1 調整中1名を含む

※2 調整中 126 名を含む

()6月16日以降の新規感染者

2. 感染経路(6月16日以降)

9月15日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	23	214	45	95	127	30	3	22	559	4.6
家族	51	269		254	63	44		17	698	5.8
医療施設	41	51	277	16	10	2		13	410	3. 4
社会福祉施設	65	39	389	65	13	2		26	599	5.0
学校	15	62	47	30	67	3		3	227	1.9
製造・物流事業所		7		8	10	3			28	0.2
職場(上記以外)	13	56		105	39	12	2	29	256	2. 1
濃厚接触者等 (上記以外)	95	79	2,039	392	28	63	19	4	2,719	22.5
感染経路不明(調査中含む)	68	491	5, 052	814	97	14	7	28	6, 571	54. 5
合計	371	1, 268	7, 849	1, 779	454	173	31	142	12, 067	100

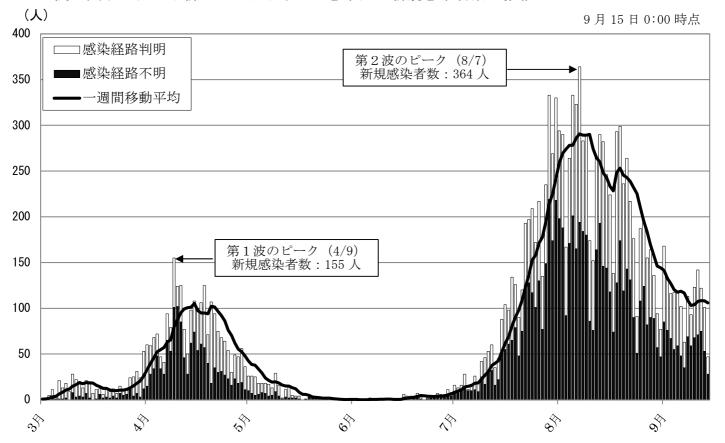
※6月16日とは、それまで0~2人で推移していた感染者数が、この日以降継続的な増加が見られるようになった日

参考(6月15日まで)

6月16日0:00時点

区 分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
ライブハウス		4	71	13	4	1			93	3.0
医療施設		39	284	100		11			434	14.0
幼児教育施設				8					8	0.3
高齢者施設		19		58		5			82	2.6
クルーズ船		1			2	1		1	5	0.2
大学懇親会	1	23	8			1		2	35	1. 1
海外渡航者	4	12	22	26	6				70	2. 2
濃厚接触者等	65	152	507	332	66	39	1	2	1, 164	37. 4
感染経路不明	30	110	895	162	14	5	2		1, 218	39. 2
合計	100	360	1, 787	699	92	63	3	5	3, 109	100

3. 関西圏域における新型コロナウィルス感染症の新規感染者数の推移



(構成府県の公表資料より集計)

4. 関西圏域におけるステージ判断指標の状況

9月15日0:00時点

			3	医療提供体制	il		監視体制		感染状沉	1
	人口	全体	病床	重症组		庄羊		成绩。老米		Eむ ミカ、 4▽ ロケ
府県	(千人)	現時点確 保病床使 用率	最大確保 病床使用 率	現時点確保 病床使用率	最大確保 病床使用 率	療養者数 (対人口 10万人)	PCR検査 陽性率	感染者数 (対人口 10万人)	感染者数 の前週比	感染経路 不明者の 割合
滋賀県	1,414	17.0%	8.2%	2.6%	1.4%	2.6	0.9%	0.5	0.5	71.4%
京都府	2,583	11.7%	8.0%	1.2%	1.2%	3.2	1.8%	1.7	0.3	57.8%
大阪府	8,809	30.3%	24.1%	19.1%	16.7%	9.6	4.5%	6.2	1.0	51.8%
兵庫県	5,466	16.7%	16.7%	8.2%	7.5%	2.3	5.3%	2.2	1.4	50.8%
奈良県	1,330	5.1%	4.8%	4.0%	4.0%	1.8	1.1%	0.5	0.5	57.1%
和歌山県	925	1.3%	1.3%	0%	0%	0.5	2.3%	0.3	0.8	0.0%
鳥取県	556	3.8%	3.8%	0%	0%	2.2	3.2%	2.2	0.0	0.0%
徳島県	728	17.0%	17.0%	4%	4%	5.4	0.4%	0.1	0.1	0.0%
関西計	21,811	16.6%	13.7%	8.8%	7.8%	5.4	3.9%	3.4	0.9	51.1%

〈ステージ判断基準〉

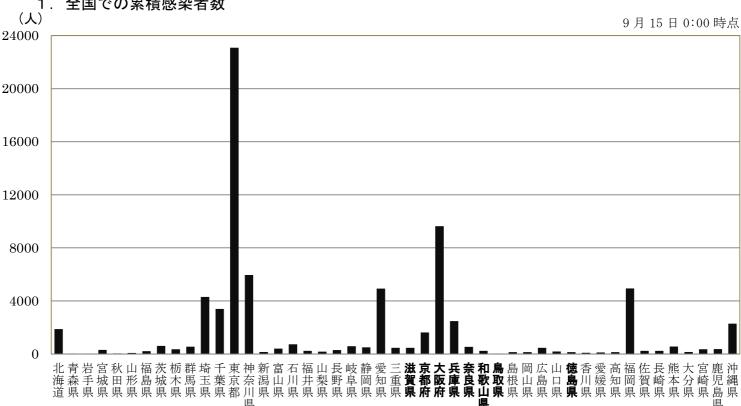
, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , </u>									
ステージⅢ(感染急増)	25%以上	20%以上	25%以上	20%以上	15人以上	10%	15人以上	1倍超	50%
ステージⅣ(感染爆発)	_	50%以上	-	50%以上	25人以上	10%	25人以上	1倍超	50%

xステージは、ステージ x (感染ゼロ・散発)、ステージ x (感染漸増)を合わせた x 4 段階

(出所) 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会

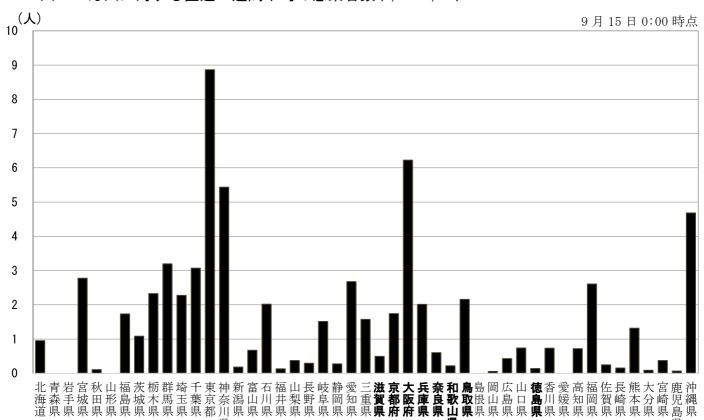
(参考) 全国の都道府県における新型コロナウイルス感染症の発生状況

全国での累積感染者数



(NHK報道資料より集計)

2. 人口10万人に対する直近1週間平均の感染者数(9/8~9/14)



関西府県の対処方針(9月17日時点)

						関四桁県の対処力針(9 月 I/ 日時	只	
				=+			+ # .	広 域 防 災 局
府県		// lk(T) = 1 10 0 0 ff		請・解除の判断基準		府県民への要請	事業主への要請	その他
滋				を設定し、社会経済活動の)再開、感染者が再度増えて	<感染対策の徹底>	<施設・事業所における感染防止策の徹底>	
122		際の対策強化を判め ミ> 7月 17 日警戒ス		-		○手洗いの励行、マスクの着用、3つの密の回避	○業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の 徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼	
	〜現仏 〜基準		ヘノーン(に1991	1		など、基本的な感染対策の徹底。特に高齢者 と接する機会のある方は格段の注意	□ 徹底。利用有にも感染的正束への協力を依頼 □ ○新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」	
賀	判断指		性印数ポッニ	-ジ 警戒ステージ	注意ステージ	○免疫力を保ち、高める生活習慣の実践(休養・	の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示	
			特別警戒ステー			適度な運動・ストレスをためない等)	○テレワーク・時差出勤の推進	
県	能宣言	府・京都府の緊急事 ・	_	大阪府または京都府に発令	f 大阪府・京都府に発 令されていない	○感染者が多数確認されている大都市等への外	<イベント開催自粛の考え方>	
गर			7日間に複数	<u> </u>	14 日間連続ゼロ	出は慎重に検討	○9月18日まで	
					30%未満	○マスクをつけない状態での大声での会話を避	開催にあたっての上限の目安	
			60%以上	30%以上		けるなど、自らの感染対策も徹底したうえで	収容率と人数上限で小さい方を目安	
			60%以上	30%以上	30%未満	施設を利用。利用する施設の感染防止策をし	屋内 5,000 人(収容率 50%以内)	
					ハステージにあると判断する。	っかりと確認し、対策がとられていない施設	屋外 5,000 人(十分な間隔を確保)	
				テージの判断は柔軟に行	うものとする。	は利用を回避		
		畿及び近隣府県での				○体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を	必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面11月末まで、次の収容率と人	
				:除く PCR 検査陽性率		広める可能性があることを意識した行動	ることとし、ヨ面IIガネまじ、次の収谷学と人 数上限でどちらか小さいほうを限度とする。	
	· K	値 ・クラスターの	ク発生 (1日間)		○会食や飲み会、共同生活の場での感染対策の	それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。	
						一層の徹底。特に集団での行動時に注意	①収容率要件:感染リスクの少ないイベント(クラシック	
						○新型コロナウイルス感染拡大防止システム	音楽コンサート等) については 100%以内に緩和す	
						「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」	る。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント	
						の活用	等)は 50%以内(※)とする。	
							(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ	
							(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。	
							②人数上限:5,000人を超え、収容人数の50%ま	
							でを可とする。 ※令和2年9月11日付け内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室	
							長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる	
							〈大規模へ、シトにおける感染防止策の事前相談〉	
							○全国的な移動を伴うべいや参加者が 1,000 人を超えるべい	
							を開催予定の場合の県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談	
		ロナウイルス感染症	主におけるモニ	タリング指標		<日常生活における感染拡大防止>	<事業所等における感染拡大防止>	<大学生における感染拡大防止>
京		的な考え方>	D. W. L. L D.L.		No. 10 No	○身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの	○在宅勤務、テレワーク、分散出勤、サテライトオフィスなど、	①大学再開ガイドラインの見直し (8/5)
					とを踏まえ、実際の感染の発		感染拡大を予防する新しい働き方を推進	②大学生の行動変容を徹底するための注意喚起
都		に応じた、よりきめ {> 8月 30 日以降、		を図るため、基準を設定。		避など、「新しい生活様式」を徹底	○従業員の飲食機会における感染予防の徹底	・有識者によるメッセージ動画や大学との
	〜現仏 〜基準		言成基毕			○発熱や咳、のどの違和感や味覚・嗅覚の異常がある場合は、外出を控える。	<イベント開催時の感染拡大防止> ○当面 11 月末まで、イベント種類及び会場規模	連携による注意喚起動画の作成 ・後期授業開始開始にあたり、感染防止がイ
一	▼ 至 年		utt:	## - L- H- \##:	4+ D11##-P-++**	がめる物質は、外面を狂んる。	しヨ面11万木よく、イベンド種類及び芸物焼く にあわせて収容率及び人数上限の目安を設定	り、シス等を実施し、学校生活における注意
府		注意喚起基準 ・新規陽性者2名以		警戒基準	特別警戒基準 ・新規陽性者 20 名以上	<飲食店利用者への要請>	し、どちらか小さい方を限度とする。	・
		・利 税 陽 性 自 2 名 以か つ		「規陽性者 5 名以上	・利税陽性名 20 名以上 又は	宴会・飲み会における「きょうと5ルール」の	(収容率)	③学内施設の感染防止対策
		・感染経路不明者1		メリップ メション	・ ・ 重症者病床使用率 40%	お願い	・大声での歓声・声援等が想定されない	・食堂・喫茶店、部活動のクラブボックス等の感染防止対策
		(直近7日間の移動		は	主加 g // j // 人/ / 10 / 0	① 大人数の宴会や飲み会は控える。	→収容定員の 100%以内	・教室内でオンライン講義受講のための構内Wi-Fi環境の整備
	指標	LECT HIGH DAY		直症者病症使用率 20%		② 宴会や飲み会の時間は概ね2時間以内	・大声での歓声・声援等が想定される	・学生の分散を図るためのホテル等学外スペースの確保
				国が示した社会への協力要		③ 深夜の利用を控える。	→収容定員の 50%以内	・学生寮の相部屋解消のための家賃補助
				と行うべき基準 (新規陽性者		④ 感染拡大予防ガイドラインを遵守している	(人数上限)	④大学生 PCR 検査ネットワークの構築
				名以上)を超える場合など		店舗を利用	・収容人数 10,000 人超→収容人数の 50%	・医療機関・社会福祉施設等で実習する大学
				対策を強化	(緊急事態宣言発令時等)	⑤ 国の接触確認アプリや、京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス (こことろ)、京都市	・収容人数 10,000 以下→5,000 人 ○お祭り、花火大会、野外フェスティバル等は、	生等を対象とした PCR 検査の実施・大学保健センター等における PCR 検査実
		_	専門	家の意見も聴取し、対策	同左に加え、近隣府県とも	1/2/ 茶心里稍リーに入しことの1、 泉郁中	○心気リ、化八八云、野グトノエクノイハル寺は、	・八子体膜にイクー寺にわりる『UK 快宜夫

- 専門家の意見も聴取し、対策 同左に加え、近隣府県とも を総合的に判断 連携 対策 感染の拡大の兆候を早期に 感染の早期封じ込めのため 感染拡大防止のための行 把握し、府民、事業者等に幅 ■の対策、医療提供体制の更な 動制限を伴う対策等 広く注意喚起 る拡充等
- ・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか(前週増加比 1 以上)や、PCR 検査の陽性率(7日間移動平均)を併せてモニタリングする。
- ・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR 検査の状況、医療体 制の状況等を勘案し、対策内容を総合的に判断する。
- ・基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。

<重点ターゲット> (7月31日、9月1日)

感染拡大防止と社会経済活動両立を図るための3つの重点ターゲット

- ①安心して飲食店を利用する。
- ②大学生が安心して学生生活を送る。
- ③重症化リスクのある方の感染を防ぐ。

の新型コロナあんしん追跡サービスを活用 ※利用人数等の基準変更なし

- 0
- 意

- 学
- 施のための体制支援

<重症化リスクのある方の感染防止>

① 施設における面会の自粛要請

全国的又は広域的、参加者の把握が困難なも

・風営法に基づく立入調査、感染症法・食品衛生

・対策チームによるクラスター発生店舗等へのガイドライン

・ガイドライン推進京都会議によるステッカー掲示の徹底

③ 緊急連絡サービス「こことろ」や「あんしん

キャンペーンによる登録店舗、利用者の一層の拡大

来店時やチェックイン時の登録呼び掛け

法・建築物衛生法に基づく店舗立入等の機会

のは中止を含めて慎重に検討

① ガイドライン遵守の徹底

の徹底指導

<飲食店における感染拡大防止対策>

を活用したガイドライン遵守の啓発

②「きょうと5ルール」等の周知徹底

追跡サービス」の普及拡大

- 医療機関、社会福祉施設等への面会等を 自粛し、リモート面会などICTを活用 ② 社会福祉施設等職員に対する研修
- ・感染防止対応DVD等を活用した職員研修の実施
- ・高齢者施設等における感染拡大防止のた めの自主点検チェックリストの作成・配布
- ③ 高齢者、基礎疾患のある方等は、人混み や感染多発地域への外出は極力控える。 無症状者が多い若年層は、高齢者等に会 う場合は、特に慎重に行動する。
- ・啓発資材・チラシの配布、利用啓発動画等普及拡大 ④感染者が多数発生している地域等に立地 する医療機関や高齢者施設等に勤務する 職員、入院・入所者に対するPCR検査実施

府県			自粛	要請・解除の判	斯基準			府県民への要請	事業主への要請	その他
	大阪モデル	+ \						<府民へのよびかけ>	< イベントの開催(府主共催を含む) > ○ *** ******************************	<経済界へのお願い>
	<基本的考え ○ 感染拡大場	万> 犬況を判断するた	きめ 府雑	自に指標を設定	(1) 日々モニ	ニタリング	見える化。	イエローステージ (警戒)の対応方針に基づく要請 [区域] 大阪府全域	○業種別ガイドラインの遵守を徹底、国の接触確認ア プリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名	①多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は 控える。
RE	○ 各指標について、	、「感染拡大の兆候」と	:「感染の収束	状況」を判断するため	の基準を設定し、各		じて、府民に周知する。	〔期間〕9月19日~10月9日	簿作成などの追跡対策の徹底を要請	②業種別ガイドラインの遵守を徹底
		グ指標と基準、				生ドテレフェ	した内に国知より	[実施内容](特措法第24条第9項に基づく)	○開催制限	③テレワーク 70%を推進。出勤が必要とな
		赤色)」の指標を新7 犬況については名					とを付氏に同知する。 黄色)」の発動の	○以下の方は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診	・業種別が分ですがの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、「令和2年9月11	る職場でも、ローテーション勤務、時差通 勤、自転車通勤などの取り組みを推進
ניות	有無にかか	わらず、発生状	況に応じ	て病床確保など	の取組みを迅	速にすすめ	る。	する。	日付国事務連絡「11 月末までの細部との開催	④体調の悪い方は出勤させない。体調の悪
		を食り」が点灯した。 ないなは、成熟						1 高齢者の方	制限等について」をもとに緩和	い方や少しでも症状がある方へは、検査
		解除においては、 感染 12 日府民に対			間 「 解 际 (稼 巴 <i>)</i>	」を思りさせ	た依、相切させる。	2 高齢者と日常的に接する家族 3 高齢者施設・医療機関等の職員	・全国的な移動を伴う又は参加者が 1,000 人を 超えるようなイベントを開催する際は、そのイベン	の受診を勧める。 ⑤感染拡大を防止するため、
	<基準>			2211-212				○多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控え	トの開催要件等を、大阪府に事前相談	・感染防止宣言ステッカーを掲示している
	分析事項	モニタリング	`指標	府民に対する	府民に対する		府民に対する警戒・	る。 ○業種別ガイドラインを遵守(感染防止宣言ステッカーの	・国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合、国に準じ対応	お店を選択 ・お店に入った後は、大阪コロナ追跡システ
	(1) 市中で	①新規陽性者における	武沈奴牧不明	警戒の基準 ① 2 以上	態の基	準	非常事態解除の基準 ②10 人未満	導入)していない、接待を伴う飲食店及び酒	・適切な感染防止策が実施されていないイベント	・わらに入った後は、入阪コロノ垣跡シスノームの登録・利用
	の感染拡大	者7日間移動平均		かつ	_		②10 八木侗	類の提供を行う飲食店の利用を自粛	や、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催	・国の接触確認アプリ「COCOA」の導入を促進
	状況	②新規陽性者におけ	ける感染経路	②10 人以上					自粛を要請することも検討	<大学等へのお願い>
	(2) 新規陽	不明者数7日間移動 37日間合計新規		100 1 11 1.					<施設(府有施設を含む)> ①高齢者施設、医療機関等は、職員施設と関わり	①高齢者と日常的に接する学生は、感染リ スクの高い環境を避ける。
	(2) 新 規 陽 性患者の拡	3/ 口间合計和为 数		120 人以上 かつ	_		_		のある業務の従業員、入所者・入院患者、外部	②寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を
	大状況	(うち後半3日間	間)	後半3日間で					から訪問される方に対し、徹底した感染防止	徹底する。 ③多人数で唾液が飛び交う宴会・ 飲み会は
	_	の志に1 油即の1	1 H 10 T	半数以上			0.5 人未満		対策を求める。 ②高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症	図多八数で壁似が飛び欠り奏云・ 臥み云は 控える。
		④直近1週間の人 人あたり新規隊		_	_		0.5 八木油		状が有る場合は、検査受診を勧める。	④業種別ガイドラインを遵守(感染防止宣言ステッ
	(3) 病床の	⑤患者受入重症%		_	70%以		60%未満		③業種別ガイドラインの遵守(感染防止宣言ステッカーの導入) ④国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡シス	カーの導入) していない、接待を伴う飲食店 及び種類の提供を行う飲食店の利用を自
	ひっ迫状況	率			(警戒(黄色)」				「ADDでは、人類のは、人類のは、人類のは、人類のは、人類のは、人類のは、人類では、人類では、人類では、人類のは、人類のは、人類のは、人類のは、人類のは、人類のは、人類のは、人類の	東する。 東する。
	【参考指標】 確定診	*断検査における陽性率の7	' 日間移動平均		灯した日から25) [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []			⑤夜の街関連施設の従業員に少しでも症状があ	⑤体調の悪い方は登校させない。体調の悪
		陽性者における感染経路							る場合は検査受診を勧める。 ※ミナミの臨時検査場における検査継続実施	い方や少しでも症状がある方は、検査を 受診する。
		言解除後の次な		けた 社会活動	制限について	の方向性基	進を設定	│ │<外出自粛等>	ベンケンの呻吟便且物においる便宜心が天旭	<その他>
兵		ついては、近隣						○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染予防が	○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策	○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進
		1日感染警戒期	に引き下げ	Ť				なされていない接待を伴う飲食店など感染リス クの高い施設の利用を目的とした、県境をまた	がなされていないイベント等の中止又は延期 ○全国的又は広域的な祭り、野外フェス等については、慎重に検討	○在宅勤務(テレワーク)、TV 会議、ローテーション勤務等の推進 ○「三つの密」回避の促進、職場内の換気励
庫	<基準> 区分	感染小康期	感染警戒	期 感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期	12 感染拡大特	「	し、開催する場合は人と人の間隔(1m)を設ける	行、発熱等の風邪症状がみられる従業員
1	区分	恩条小康朔	恩呆音戏:		恩架加入朔1	恩架拟八舟	別期	○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策	○地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な移動が見込まれな	への出勤免除
県	対応の方向性	生 予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化		がなされていない感染リスクの高い施設の利用を自粛、高齢者や基礎疾患のある者は、特に	い行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない ○参加者が 1,000 人を超えるイベントは、県へ事前相談	【改めて、うつらない・うつさない宣言】
		挂者 10 人未満	10 人以_		30 人以上	40 人以上		注意	<開催の目安>	令和2年9月17日発出
	(1週間 判 均)	平	(警戒基準	重)			断	○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策		
	判 均) 断 直近1週	即即	+				_	がなされていない施設における大人数での会 食や飲み会は自粛、若者グループについては、	開催にあたっての上限の目安 屋内 5,000 人以下、かつ収容率 50%以内	
	基 ^{四Д 1 2} 準 の人口 10) E			! !! !	- 1 01 1		特に注意	屋外 5,000 人以下、かつ十分な間隔を確保	
	人当たり)の 1.25 人木満	1.25 人以.	上 2.5 人以上	3.75 人以上	5人以上		○大声での会話、回し飲みを避けるよう要請	○9月19日以降(11月末まで)	
	新規感染	2者						○発熱等の症状がある場合は、外出を控える○発熱が続き、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障	【収容率要件】 ①大声での歓声・声援等がないことを前提と	
								害等の症状があれば、帰国者接触者相談センター	するイベント(クラシック音楽コンサート等)100%以内	
								(保健所)へ相談。特に発熱や咳などの比較的 軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は	②大声での歓声・声援等が想定されるイベント(ロ ックコンサート、スポーツイベント等)50%以内(※)	
								早めに相談	(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ	
								○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策	(5人以内に限る。) 内では座席間隔を設けなくともよい。	
								がなされていないイベントへの参加自粛 ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進	【人数上限】 収容人数10,000人超→収容人数の50%	
									収容人数10,000人以下→5,000人	
									※令和2年9月11日付け内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室	
									長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる 〈事業活動〉	
									○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請	
									〇特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健 でによる。	
									所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底 ○社会福祉施設に対して、職員・通所者等への感染防止対策の徹底	
									○「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示	
									○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能	
									な限り、QRコート、をテーフ、ルやカウンターなどで掲示 ○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請	
									○/日 HIII //四BA(19/10 日 - 10000M] ジ基料で安明	

府県		自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他
	(1) 感染者判明	の状況等から奈良県のフェーズを判断	【「うつらない」「うつさない」ための基本の対策】	くイベントの開催>	【我々の心得】
奈	—	13 日フェーズ 2 へ移行	・マスクの着用、こまめに換気、手洗いの徹底 【「 うつらない」対策 】	○開催制限の概要(~11月末まで) ・収容率	①県内での感染事例が連続で発生していま すが、「正しく注意して」 うつらないよう
良		染者発生状況	<買い物>	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	に行動し、元気に社会・経済活動を行いま
		内及び近隣地域の新規感染判明 一般的な外出自粛要請	・計画をたてて素早く済ます。	→100%以内(席がない場合は適切な間隔)	しょう。
l l		が増加し、強い行動自粛の要請	・1人または少人数ですいた時間に	大声での歓声・声援等が想定されるもの	②「うつらない」「うつさない」の習慣化
県		必要な状況	・現金の直接の手渡しを避ける	→50%以内(席がない場合は十分な間隔)	・「うつらない」対策をその都度説明。
		内及び近隣地域の新規感染判明 一般的な外出自粛要請を緩和	・レジに並ぶ時は、前後にスペース	・人数上限 収容人数 10,000 人超→収容人数の 50%	・「うつさない」配慮(職場・家庭)を繰り
		が低水準で低下傾向 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請	<勤務先> ・会話は真正面を避ける	収容人数 10,000 人超→収容人数 0 50% 収容人数 10,000 人以下→5,000 人	返しお願い。 ・どのようにうつされたのかを明確にして
		必要な感染リスク低減配慮を要請	・人との間隔を2m(最低1m)空ける。	**	・とのようにプラされたのがを明確にして
	フェース゛3 県	内及び近隣地域の感染判明者が 外出行動自粛を更に緩和	・テレワーク、ローテーション勤務の活用	されていること等が緩和の条件で、それ以外	
		とんど見られず、新規判明増加 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持	・名刺交換はオンラインで	の場合は、従来の目安を原則とする。	・死亡につながる重症化を防ぐ。
		傾向も発見されない	<飲食店>	※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度	・感染したら、全員隔離してうつさない。
		の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う	・多人数・長時間の会食は避ける。	(両方の条件を満たす必要がある)	・医療崩壊はさせない。
		新規感染判明者の水準]	・対面は避け、横並び、一つ飛ばし、互い違いに座る	※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グル	・感染施設は一定期間閉じる。
		反での新規感染者数の水準が抑えられているか	・感染防止対策を実施している店舗を選ぶ。	-プ(5人以内に限る)内では座席間隔を設け	
		人口 10 万人当たり新規感染判明者数	・大皿は避けて、料理は個々に注文	なくともよい。すなわち、収容率は 50%を越	・医療関係者や感染された方等への中傷や
		近1週間で 0.5 人未満	・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける。	える場合がある。	差別は絶対にやめましょう。
		近 2 週間で 0.1 人未満	<車に同乗する時>	※その他詳細は、令和2年9月11日付け内閣官房新型コウナイルス	
		月の段階での感染経路が明確か	・マスクを着けて、換気を徹底 ・長時間のドライブは避ける。	感染症対策推進室長事務連絡のとおりとする。 ○全国的な人の移動を伴うイベント(プロスポーツ等又	
		直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合 1/2 未満	・女時间のト747 は避ける。 <カラオケに行く時>	○至国的な人の移動を伴りイペノト(ノ゚ロスポ゚ーン等又 は、参加者が 1,000 人を超えるようなイベント)	
		県内の感染者への医療・療養体制の安定性] ナヘス病院の拘乳の治療・療養ができているか。	・人との間隔を2m(最低1m)空ける。	開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。	
		は全て病院や施設で治療・療養ができているか 自宅療養ゼロが維持されているか	・真正面を避けて、横並びで座る。	一く施設の利用>	
		の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか	・歌う人の正面に食べ物を置かない	・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある	
		占有率 50%未満	【「うつさない」対策】	方は利用を控えてもらうようにする。	
		原中 60 / 0 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<帰宅後>	・施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリの	
		D感染経路の推定に十分な明確さがあるか	・家に帰ったらすぐに手や顔を洗う。	インストールを促すこと。また、必要に応じて、施設	
		它の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか	・できるだけすぐに着替え、シャワー	利用者の連絡先等の把握をする。	
		定の体制(現在は PCR 検査)が整っているか	・タオルは、トイレ・洗面所・キッチンなどで共用しない。	・施設利用の際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、	
		上の措置の実効性が十分か	・家の中でも咳エチケット	マスクを着用することを促す。また、消毒や手洗いなど「新しい生	
	行動自粛率	: 各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか	<勤務先> ・人との間隔を2m(最低1m)空ける。	活様式」に基づく行動を徹底することを促す。 ・施設利用の際には、入退場時、休憩時間や待合	
			- へとの同梱を2m(取仏1m)至りる。 - ・毎朝の検温、健康チェック	・	
			・症状がある場合は自宅で療養	・感染拡大予防のための業種別がイドライン等に則	
			・勤務中に体調が悪くなった場合は無理せず帰宅	した感染防止策を徹底する。	
	県内および近	準府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げ	【県民の皆様へのお願い(9/3)】	<イベント開催自粛の考え方>	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
和	を含む見直し	之行う	○特に感染が拡大している地域に出かけての会		施設へのお願い
	<基準>		食や接待を伴う飲食をしない。	開催にあたっての上限の目安	〈病院、福祉施設サービスは特に注意〉
歌	区分	内容自粛要請	○大阪や首都圏、その他特に感染が拡大してい	収容率と人数上限で小さい方を目安	・病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感
可人	近隣府県での		る地域に出かける際は、基本的な感染症対策	屋内 5,000 人(収容率 50%以内)	染の持ち込みが発生しないよう特に注意
1.1	発生基準	40 人以上/日 複数日出現	(マスク着用、手洗いなど)を心がけるととも	屋外 5,000 人 (十分な間隔を確保)	・訪問介護や通所サービスの職員やケアマ
山山			に、会食や接待を伴う飲食は控える。	○9月19日以降	ネージャーも含め、職員自身での感染防
	和歌山県での		○友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会	必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面11月末まで、次の収容率と人	止対策をより徹底するとともに、事業所 においても発熱などのチェックを実施す
県	発生基準	5人以上/日・複数日出現 営業自体の自粛等	食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するよう な行動は控える。	ることとし、ヨ曲11月末まじ、秋の収谷率と入 数上限でどちらか小さいほうを限度とする。	にねいても完然などのフェックを美地
		②肺炎患者陽性率 5%以上	○通勤や通学前に検温をし、発熱などの症状が		なると、 健康観察のきりなる観点を
		③新規感染陽性率 5%以上 ④病床使用率 50%以上	ある場合は通勤や通学を控えてクリニックを受診	①収容率要件:感染リスクの少ないイベント(クラシック	 [医療機関・クリニックへのお願い]
		图例从使用学 30 %以上	○濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっ	音楽コンサート等)については100%以内に緩和す	〈クリニック等は疑い症例を積極的に発見〉
	<u>*1</u> , 2, 3,	のの全て	ても、2週間の経過観察中に陽性になったケー	る。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント	・新型コロナウイルスの感染拡大防止には
	※②、③は7	日間移動平均	スもあるため、濃厚接触者は、経過観察中は	等) は50%以内(※)とする。	早期発見が重要であることから、本県で
		記南のいずれか こうしょう こうしゅう こうしゃ こうしゅう こうしゃ こうしゅう こう	必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける。	(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ	はクリニックで感染者を発見してもらう
				(5人以内に限る。) 内では座席間隔を設けなくともよい。	システムを構築している。医療機関、特
				②人数上限:5,000人を超え、収容人数の50%ま	にクリニックは、感染の疑いのある患者
				でを可とする。	の発見に積極的に努めていただくよう改
				※令和2年9月11日付け内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室	めてお願い
				長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる	
				〈事業所では発熱チェック〉	
				・従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある	
				場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応を	
				めるほと、週別な対応を 〈各事業所で感染拡大予防ガイドライン〉	
				・全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスタ	
				-※掲示を(※関西広域連合啓発ポスター)	
			I	1mm // / / / / / / / / / / / / / / / /	<u> </u>

府県			白盡要證	情・解除の判断基準		府県民への要請	事業主への要請	その他
		県版新型コロナ	警 報			<県民の皆様へのお願い>	<事業主の皆様へのお願い>	【ガイドライン策定】
鳥 取 県	新や済 4 7 く	型コロナウイルスのり シすい指標とし f、社会活動や	感染拡大リスクの評価基 して共有することにより、 ○医療提供体制の持続化、 点地区:西部) 9月12	、新型コロナウイルス対策を効果的 、安定化を図る。	医療機関等にとっても分かりに展開していくとともに、 限へ移行(状況に応じ延長)	~ご自身と大切な人と地域を守ろう!会食・三密に注意!~ ・県のウェブページなどから正確な情報を確認 し、不確かな情報に惑わされることなく、冷 静な行動をとって下さい。 ・身近なところで感染する可能性もあり、十分 注意。親しい間柄であっても、マスクを外す瞬	・事業者の皆様は、業種別がイ、ライの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に行う。 ・鳥取県版がイ、ラインの見直し飲食店、宿泊施設、理・美容所、接待を伴う飲食など9業界へのがイディンを更新するとともに、観光客の接客を行う土産物売り場を新たに作成	○学校寮における新型コロナウイルス感染症対策が「イドライン ○部活動(運動部・文化部)における新型コロウイル感染症対策が「イドライン 【感染拡大防止クラスター対策等条例】 (8月臨時議会議決、令和2年9月1日施 行) ○県民及び事業者が一丸となって新型コロ
	区	分	注意報	警報	特別警報	間をウイルスが狙っている。引き続き「三つの密」 を避け、人との感染防止距離(概ね 2m)を取	< イベント・県立集客施設の対応> (9/19~当面11月末) ・ 県版イベントガイドラインを今回の開催要件の変更	ナウイルス感染症の克服に取り組む。 (詳細は省略)
	判断指標	新規陽性 患者数	1 人 (東・中・西部いずれか)	全県で 6 人/週 (東部 3 人、中部 2 人	西部 3人でも発動)	る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い・換気などの感染予防に十分注意。特にリスクの高い高齢者、基礎疾患のある	・	(詳細は1個) 【新型コロナウイルスに関する差別的扱い や誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動 宣言】(令和2年9月10日 鳥取県、
	標	感染経路 不明等	_	感染経路不明などで感染拡	大のおそれ	方や妊婦と会われる際は、特に注意。 ①帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底 ②人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底	【歓声・声援等が想定されないもの】 席がある場合:収容率100%以内 席がない場合:人と人が接触しない程度の間隔	鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部及び鳥取地方法務局) ○互いに連携して、患者や家族など新型コ
		病床・人 工呼吸器	_	_	どちらかで 稼働率 50%超	③ 倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはマスクを着ける、人との会食はさける。	【歓声・声援等が想定されるもの】 席がある場合:収容率50%以内	ロナウイルスと闘う方々への差別的扱い や誹謗中傷を防ぐとともに、寄り添って
	活動	外出・小゛ ン汁・施設	○感染拡大を予防する事 項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底	○発生施設に関係する箇所、3密な場所○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請	○8割の接触削減(生活維 持に必要なものを除く外 出自粛)	・医療機関を受診したいと思った時は、事前に 電話して指示に従う。少しでも体調が悪けれ ば通勤・通学を含め外出は控え、「発熱・帰 国者・接触者相談センター」に相談を。 ・お店を利用の際は、「新型コリウルス感染予防対策協賛店」、	席がない場合:十分な人と人との間隔(1m) ※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、 クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。 ○人数上限 ①収容人数1万人超⇒収容人数の50%	支援する取組を進める。
	制限		・施設内の消毒	○比較的規模の大きな(小) / ○必要性があると認められる		「新型コロナ対策認証事業所」(業界団体等からの推薦を受け、 感染拡大予防対策に自ら取り組む事業所)の積極的な活用を。 ・感染拡大地域にお出かけの際は、県ホームペ	②収容人数 1 万人以下 ⇒5,000 人 (注)収容率と人数上限のどちらか小さい方 を限度(両方の条件を満たす必要)	
		学校	○感染者の学校休業が基本	○休業、分散登校等(全県も)	○全県で休業	ージで毎日更新中の「感染警戒地域」情報を	※現時点確保病床占有率が 25%以上になった場	
	医療	保健所	○疫学調査応援職員を派 遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派	派遣 等	参考に、感染予防を徹底し、警戒をお願い。 ・ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」や「とっとり新型コロナ対策安心	合は、現在の基準に戻すこととする。 <現在の基準> 感染防止策を徹底して次の基準で実施。	
	強化	医療・福 祉	○施設内感染対策の確認○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等	登録システム」等の活用を。 ・患者治療に当たる医療従事者やその家族など に対し、誤解や偏見に基づく差別をなくし、	【屋内】5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数 【屋外】5,000人以下かつ人との間隔を十分確保(概ね2m) (県以外の主催者によるイベントなどの対応方針)	
	要請	青の法的根拠等	協力依頼 等	特措法第24条第9項による要請等	特措法第 45 条も発動 等	新型コロナに立ち向かっている患者、医療従事 者の皆さまをみんなで応援しましょう。	・比較的多数が集まる案件では、「とっとり新型コロナ対策安 心登録システム」を活用して参加者の登録と連絡体制の確立	
徳	<現	状>8月6日		感染拡大注意·漸増」を全り 感染観察強化」へ引き下の		<県民への呼びかけ> 基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ・3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起		<共通事項> 「とくしまスマートライフ宣言!」(「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライ
島		区分	①感染観察	②感染拡大注意		⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスク の高い行動を取る対象者に向けた効果的な情	屋内 5,000 人(収容率 50%以内)	ン」の実践)
県		基本方針	注意 強化 早期発見、封じ込めでが 染拡大防止を図る	惑 必要に応じ、特措 特措 法第24条9項によ 9項 る感染拡大防止を なる。	急増 去第24条 国の指定を受け、特 こよるさ 措法第45条等によ 感染拡大 る強制性のある取 と図る 組を実施する	報発信 感染拡大防止の主役として、高齢者等のみな らず、自分自身のいのちを守ることにつなが るというメッセージ	屋外 5,000 人(十分な間隔を確保) ○9月 19 日以降 必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面11月末まで、次の収容率と人 数上限でどちらか小さいほうを限度とする。	
	発	直近1週間の累 新規感染者数	積		人以上 170 人以上	・COCOA 及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進	それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。 ①収容率要件:感染リスクの少ないイベント(クラシック	
	発動基準	直近1週間の界 感染経路不明者割		50% 最大確保病状の占有	50% 50%	・ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信 【重症化しやすい人(高齢者など)】3密の徹	音楽コンサート等) については100%以内に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント	
		病床の ひつ迫		現入催休州(400 h) 1/5以上 現時点の確保病床数の 1/4以上 最大確保病状の占有	占有率 占有率 1/2以上	底的な回避、安全な活動については推奨 【中年】職場での感染予防徹底、宴会等におけ る注意喚起	等) は 50%以内 (※) とする。 (※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ (5人以内に限る。) 内では座席間隔を設けなくともよい。 ②人数上限:5,000人を超え、収容人数の50%ま	
	_	具合 うち 症者 状	病 — — — —	1/5以上 現時点の確保病床数の 1/4以上	占有率 占有率 1/2以上	【若者】クラブ活動等における感染予防徹底、 宴会等における注意喚起 【医療従事者・介護労働者】リスクの高い場所 に行かない	でを可とする。 ※令和2年9月11日付け内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室 長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる	
		療養者数 PCR 陽性率			人以上 170 人以上 10%	1-11% .61	〈大規模へ、ントにおける感染防止策の事前相談〉 ・全国的な移動を伴うへ、ソトや参加者が 1,000 人を超えるへ、ソトを開催	
		解除の判断基準	— 発動1週間経過後	を、状況及び発動基準を照らし合 でいます。			・主国のな参判を行うべきがある。 予定の場合の県へ相談感染拡大予防が付う少等を踏まえた対策等を求める。 〈事業者のみなさんへ〉 ・基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ・が付きラインの遵守を徹底。	
							 COCOA 及び「とくしまコロナお知らせシステム」の更なる周知及び普及促進の更なる強化 テレワーク等の推進 	

※今回追加

1 経済・雇用対策

T-	/	##### B	各用船 "
1年 滋賀県	(1) 事業権院文法 (1) 事業権院文法 ・保証料負担の軽減、融資期間の延長、利子の補助 ・保証料負担の軽減、融資期間の延長、利子の補助 ・新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金の交付 ・中小企業20万円、個人事業主10万円(県と協調する市町分を別途上乗せして交付) の経営力強化補助金の交付 ・補助率:小規模企業3/4、中小企業2/3、補助上限額:50万円 の商工会・商工会議所の体制強化 ・商工会議所の体制強化 ・商工会議所の体制強化 ・高工会部の人長を取組に対する支援 の宿泊施設等への感染症対策等補助金の交付 ・補助率:3/4、補助上限額:30万円 ・荷工事業者の資金確保支援 の宿泊事業者の資金確保支援 ・公司に認可外含む)の臨時体園や登園自粛に伴い発生す ・公司に認可外含は、20万円	(2) 雇用継続文接 WEB 上での合同企業説明会の開催 中小企業の採用活動を支援するため、企業・学 生が双方向でコミュニケーション可能なサイ トを作成・活用し、インターネット上での合同 企業説明会を開催する。 原用調整助成金の申請支援 社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特 化した相談窓口を設置 関急雇用の創出(約200名)	(3) 慶林水庫美寺の経宮文接・需要喚応 ・流通・販売が停滞している県産農畜水産物について、定額宅配キャンペーン等を実施(宅配料金、事務費等を支援) ○ 内用牛経営安定対策 ・肥育経営安定対策 ・肥育経営安定対策 ・財育経費金の利子補給等 ・すでに資金の貸付を受けている者に対して据置期間を追加するため、利息及び保証料を支援 ・漁業者への影響抑制を目的に、水産加工業・養殖漁業各団体が、加工品や養殖生産物を営業・養殖漁 ・資金の組化が、加工品や養殖生産物を営業負庫に保管する取組を支援
	る利用科グン目割り減死にカゾンら加設の負担へ財政文援 ○国や県等の支援情報等を集約、一元的に情報提供するアメストップ窓口設置 ○新しい生活・産業様式の確立に向けた支援 ・中心業等、大型商業起等における難員体制を強化するため に支援職員を新たに雇用した場合の人件費を助成 ○原染拡大財ルシバム「もしサポ滋質」の導入 ○京都所・京都市新型コサケルが磁発」の導入 ・実質無利子、無担保の融資制度の実施のための預託金の積増や利子補給 ・解質限度額の拡充(3千万円→4千万円) ・中小企業・団体一律 20 円、個人事業主一律 10 万円 ○新型コサケルス対策企業等緊急に接補助金	 中小企業雇用継続緊急支援 にから、「5/11 設置) 原都所労働相談 にからの体制強化 に対 に対 に対	○大手連販サイトを活用し、加工食品・工芸品などの具産品を販売する WEB 物産展を開催 ○県産品を販売する WEB 物産展を開催 ○食肉市場の活性化のため近江中を購入した買参人に奨励金を交付 ○輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定 的な供給を図るための体制整備支援 ・ホテルや料理店等が「京都らしいおもてなし」を 行うための伝統工芸品買い上げを支援 ・予算額の拡充1億円→10億円 ・予算額の拡充1億円→10億円 ・予算額の拡充1億円→10億円 ・予算額の拡充1億円→10億円 ・予算額の拡充1億円→10億円 ・予算額の拡充1億円→10億円 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・ 小阪保事者 1,84~15~18 18 18 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	がいまり、ルハイトネハ格」を辿して、軽視的に困難な状況にある学生を支援 前に困難な状況にある学生を支援 障害者就業・生活支援センターの支援体制の充 減者的な影響を受けた求職者を一定期間雇用 し、研修と企業実習の訓練コースを受講することで、中小企業の未来を担う人材を育成、正規 雇用に繋げる仕組みを構築 に、中小企業の未来を担う人材を育成、正規 雇用に繋げる仕組みを構築 (1 日本月:30 月円/人) (活内企業への就職促進に向けた有償インター ジップへの支援(9 月補正予算計上) (1 ヶ月:8 万円/人、2 ヶ月以上:16 万円/人)	カイート カイート 原大、一ト の の の の の の の の の の の の の
大阪府	- 「新型・「イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	作用勤職員の緊急雇用(内定取消等就労機会を失った表現名程度、経済状況が悪化した大学生等 60 名程度 8日調整助成金の申請方法等に関する特別相談会の開催 8日調整助成金の申請方法等に関する特別相談会の開催 8日動のカバッの77 配信を水人中の企業情報の発信 54ルイ企業におけるシャルーの促進を図るため、学生・労働者が参加するオブインニイバーを開催 10 12 5 月 12 5 万円、非正規雇用:12 5 万円)	○「大阪産(もん)エールサイト」の開設 ・府民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることを目的に、影響を受けている農林漁業者の情報を集約して発信・感染リスクを下げることを目的に、取り寄せ可能・成染リスクを下げることを目的に、取り寄せ可能な大阪産(もん)等の情報を集約して発信
広 电	○新型コサケルス感染症対応無利子資金の創設 ・国に連動した中小企業融資制度を類設 貸付限度額4,000万円、当283年間の利子権給 制度融資の融資目標額引上げ 1兆→1兆3,000億円 (新型コサウルス感染症保証料応接貸付の創設 (新型コサウルス感染症保証料応接貸付の創設 (大100万円、個人事業主50万円(飲食店等中心法人30万円、個人事業主50万円(飲食店等中心法人30万円、個人事業主5万円(飲食店等中心法人30万円、個人事業主5万円(飲食店等中心法人30万円、個人事業主5万円(大20月上が一次の存成 (大200元) (大20元) (内定取消者や離職者に対する職業訓練を抵充 为定取消者や離職者に対する職業訓練を抵充 为定取消者等を会計年度任用職員として採用(1004 維職者生活安定資金融資制度の拡充(近畿労働金庫と連携 所型コナケルを表現して、人手不足の事業主へ期間 のまった。 のまった。 のまった。 のまった。 のまった。 のまった。 のは、 ののは、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 のので、 のので、 のので、 のので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 のので、 ののので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 ののので、 ののので、 のので、 のので、 のので、 のので、 ののので、 ののので、 のので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののので、 ののの。 のので、 のので、	○ 肉用午肥育経営安定対策 生産者積立金不足見込額を県畜産協会に無利子貸付 生産者積立金不足見込額を県畜産協会に無利子貸付 市場価格が一定基準を下回った場合の差額補てんた充てる資金の追加造成 市場価格が一定基準を下回った場合の差額補てんた充てる資金の追加造成 い具産農産物等の EC サイトを活用した販売促進 出品時の初期費用補助、県認証食品 PR キャパー・ツの実施 い田錦等酒米特続的住産応援事業の実施 ・一酒米の価格差、作付転機への支援、消費拡大支援 ・一四年が加減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減減
茶良県	※県庁舎等における県民の感染防止対策の推進(アクリル板、消毒液等の設置) ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設・融資枠拡充 ・貸付枠 865 億円 → 954 億円 ○制度融資 新型コロナケルス感染症関連資金の融資枠拡充 ・貸付枠 635 億円 → 3,646 億円 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ・給付額 中小企業 20 万円、個人事業主 10 万円 ○経営相談窓口の設置 ○商工会議所等が行うおがやを活用した経営相談体制の構築に対し補助	県立高校における農業人材の育成 (実習機械導入、 内定取消、雇い止め又は解雇された方を県職員 として採用。県内企業等でのインターンシップ等により就労を支援 特別就労相談窓口の設置 雇用調整助成金等の申請を支援するための相談体制の強 オンラインによる就労相談体制の整備 まい子インによる就労相談体制の整備 見内企業の学生への周知や人材確保支援のた あ、おラインを活用した合同企業採用説明会開催	○学校給食休止の延長に伴う未利用食品の活用 ・未利用食品をフードバンク等に寄付する際の配送 等を支援 ○「奈良産農畜産物応援サイト」の開設 ・県民や事業者からの「応援購入」の輪を広がるこ とを目的に、影響を受けている農業者の情報を提供し、販売促進を応援
左影 马⊪	○新型コッナ/ルス感染症対応枠の創設(実質無利子、無担保) ・預報と増入機と機とは、当初3年間の無利子職後を方方との利子補給を実施 ○観光緊急対策枠の創設(観光関連事業者向けの無利子融資) ・当初1年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施 ○支援本部(4/28~立ち上げ) ・支援施策検討ゲーム及び総合支援相談窓口を設置 ○事業継続支援金(20万円~100万円の支援金を支給) ○県内事業者事業継続推進 (補助限度額1,000万円、補助率 2/3) ○和歌山県観光客あんしん受入環境整備 ・補助限度額1,000万円、補助率 3/4 ※大企業 2/3 ○持続化給付金申請析。・補助限率3/4 ※大企業 2/3 ○持続化給付金申請析。・する人材を確保する商工会・商工会議所を支援 ○家賃支援金。 。家賃募額1/6 相当額を6か月分款、上限額(4額):並人12.5万円、個人6.25万円、複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を注入25万円、個人12.5万円に引き上げ。但し、引き上げ部分の給付率は家賃額の1/12相当	雇用調整助成金申請サポート 電話相談窓口の開設 各地域での個別相談 各地域での個別相談 対面や訪問による相談対応) 対面や訪問による相談対応) 国の雇用調整助成金(教育訓練)の加算額に県 が上乗せ支給(3,000円)	○県産農産物等の e 17-7を活用した販売支援 ・わう化出店ページ立ち上げ専門家による心が、か支援 ・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な 情報発信 ○農林水産事業者に対する融資相談窓口の設置 ○農業者の金融支援 ・利子補給により貸付当初 5 年間無利子化 ○漁業者等の金融支援 ・利子補給により貸付当初 5 年間無利子化 ・利子補給により貸付当初 5 年間無利子化

(2) 雇用継続支援 (3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起 ご動対策緊急生活資金」の拡充[拡大融資 ○新型コロ対策農林漁業者金融支援事業 い保証料で、、実質無利子(当初5年間)の制度融資、実質無利子融資枠を創設 、実質無利子融資枠を創設 「金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち定取消者等を対象とした会計年度任用 特に影響が大きい方に100万円を上限に給付 で用(20名程度)	○龍労文接事業所等における化クーネットを活用した つ間表ってデオールで の開発する の記労文接事業 いまでは の同志を活用した新たな販路開拓を実施 いまで の同変を活用した新たな販路開拓を実施 いまで の同変を活用した新たな販路開拓を実施 の具産社きの需要喚起応援事業 いまで の単元報力向上セミナー、企業 の「阿波地美栄」販売支援事業 の具面会開催し、企業の採用活動を支援する。 の「阿波地美栄」販売支援事業 の開始を定雇用促進支援事業 の「海の幸」販売促進緊急対策事業 の「海の幸」販売促進緊急対策事業 の「海の幸」販売促進緊急対策事業 の「海の幸」販売促進緊急対策事業 の「海の幸」販売促進緊急対策事業 の情報発信等を支援(補助率 1/2 上限 40 万円等) の情報発信等を支援(補助率 1/2 上限 40 万円等) の情報等の早期再就職を支援するための職業訓 の情報等の早期再就職を支援するための職業訓 の情報等の日期再就職を支援するための職業訓 の情報等の日期再就職を支援するための職業訓 の情報等の日期再就職を支援するための職業訓 の情報等に規雇用した企業に雇用安定支援金 の鳥取和牛等を小中学校給食に提供する食育の推定を支給 の職保、原木のバイオーの の情報、原木のバイオーの の職保、原木のバイオーの のまが の職保、原木のバイオーの のまを支給 の職保、原木のバイオーの のまた のまた	接継続事業別が行う新商品開発等の取 する経費を補助 ロナウイルス感染拡大の影響を受けた の量販店や練魚面による情報発信 の量販店や練り画による情報発信 の上限3,600円) コロナウイルス対策 企業・雇用サポー の月知を強化 が開かるはできず入を実施する が開かる情報の新たな販促活動 こしてナウイルス対策 企業・雇用サポー の月知を強化 が開かるが、を託事業での対象にはある。 でしていいのでは、大力とは、他の新たな販促活動 の月知を強化 素への支援(委託事業75万円/社) の見数をなどの支援(を託事業75万円/社) の具定食材を使用する食品加工事業者の相談窓口設置 によらない販売活動に対して助成(補助率 2/3、上 限50万円) の見を存めでの雇用の受け皿づくり の具業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に の具業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に の事業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に の事業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に の事業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に の事業者が連携して行う地域の確上げや需要して の方が、ファディンがを活用して20%のプリアがついた県 といけ、フルディンがを活用して20%のプリアがついた県 とはあるを表 の方が、フルディンがを活用して20%のプリアがついた県 とは対象等を支援 の方が、フルディンを活用して20%のプリアがのいてが の方は、フルを活用して20%のプリアがのいた場とを支援 の方は、フルを活用して20%のプリアがのいた場合を支援 の方は、を活用して20%のプリアがのがでによるを支援 のが、フルディンがを活用して20%のアリリー の方は、フルを活用して20%のアリリー の方は、フルを活用して20%のプリアがのいてがあるに対して のが、フルディンがを活用して20%のプリアがののが、フが、フルト等に のが、フルディンがでは、を活用して20%のプリアがでのが のが、フルディンがでは、とは、とは、とは、とは、とは、ファディンがのです。 のが、フルディンがでは、とは、とは、ファディンが、ファディンが、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、	(1) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	(50名) 業活動の 72を含 ((公財	か受 内定 内之 オン ○ 「ふるさと納税寄附金」を活用し、但馬牛肥育 家への素牛導入補助事業に充当し補助を拡充 ○給食用野菜への支援	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(1) 事業継続支援 (第 ○新型コロナケルス感染症対応資金の創設 ・無利子・無保証料融資の対象拡大(売上高△5%以上) ・保証料で、実質無利子(当初3年間)、上限3千万円 ・融資限度額拡大(3千万円→4千万円) ・配済は(01-7)・(23・75円→4千万円) ・配資格を計算を1の(第 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	() () () () () () () () () ()	○ 砂塩 比 の 取組 文接 (備 切 楽 2/3 上 以 20 カ 日) 等	 ○緊急融資制度の充実(令和2年5月~) 融資限度額を3,000万円から4,000万円へ引上げ(令和2年7月~)) 2年7月~)) 376 377 418 418 419 427 437 449 440 440<	 ○大阪府と協調し「休業要請支援金」を支給 ○ものづくり中小企業緊急支援事業(大阪産業技術研究所の・離職) ★別用料減額) ※ ○所管施設のキンヤンル・休館・減免措置等に伴う指定管理者への収入補填 む)な 市 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業 ○外国、者等の港湾施設使用料、貸付料等の支払期限を延長 大阪国、大阪国、大阪国、大阪村と共同し、「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金」を支給 ※コロ・フス阪府と共同し、「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金」を支給 ※コロ・ 	○制度融資の信用保証料を全額市が負担する制度を新たに創設(4/15~美施) ○雇用書集件の上限に達したため、5月18日に受付終了 (特別) 京職 (本) (1) (

2 教育対策

T	女子品上 计 带 计 七型 、	*	+ **
技	(1) 協い (1) ない (2) 素材や消毒用アルコールの配布 (2) 医療的ケア児のいる家庭への手指消毒用アルコールの優先供給に関わる健康医療福祉部局との連携 (2) 県立学校のトイレ政修の実施 (2) 構習等支援のための学習指導員の配置 (2) 特別支援学校スクールバスの増車 (2) と、1を持ち、1をできたの相談・訪問支援体制、学校と福祉の連携強化等 (2) 談・訪問支援体制、学校と福祉の連携強化等 (2) の (2) を発的が思等の法型のために福祉が一巻を配布する事業への補助 (2) 医療的が児等の送迎のために福祉が一巻を配布する事業への補助 (2) 具立大学が感染症対策として行う遮蔽板等の設置に対する補助 (3) は立大学が感染症対策として行う遮蔽板等の設置に対する補助	、と)逸略秋月寺の推進 学習支援シテンポータがイト「子どもの『学びの場』」の開設 GIGAスクールイポーター(ICT技術者等)配置によるICT環境整備 障害児童生徒のための入出力支援装置の整備 (点字ディス テ゚レイ、視線入力装置等) 県立学校等における遠隔授業環境の整備 保立学校等における遠隔授業環境の整備 保立学校にWebカメラ、マイクなどの整備 県立中学校、県立特別支援学校(義務教育課程)の児童生 徒が使用するPC端末整備の前倒し イクケシトを通じた授業動画の配信や学習プリントの配布 県立大学の遠隔授業環境の整備に対する補助	(3) 本州・大北寺 ○公演等の活動機会を失った文化活動関係者 の活動継続等を支援 ○県立美術館の企画展の動画を作成・配信 ○県立文化施設において、自主製作オペラを オンライン配信 ○文化芸術関係者への支援等を紹介する相談 窓口を設置 ○文化施設にサーモグラフィーを購入
	○児童生徒等の心のケアと学習指導の強化 ・休業期間中及び学校再開後の児童生徒等への支援体制を 強化 (スクールカンヤント・まなび・生活アドパイザーの拡充) ○好課後児童クラブの運営等に対する支援 ・ラールバスの過密化防止や消毒液の購入 ・ う和2年度末までスクールバスを増便 ・ 所和2年度末までスクールバスを増便 ・ 所和の大学等に対して、パーテッ3ンの設置、消毒液の購入等 ・ 原枠の大学等に対して、パーテッ3」の設置、消毒液の購入等 ・ 原枠の大学等に対して、パーテッ3」の設置、消毒液の購入等 ・ 原枠の大学等に対して、パーテッ3」の設置、消毒液の購入等 ・ が設まで数育活動再開事業 ・ が設ま習の安全確保に向けたPCR検査の費用助成(9月補正予算計上) ※ 一等技術を表達を表験 ・ 一部の表表を表験	自宅学習の環境整備等支援 動画やバループウッスを活用したオンライン学習の実施(府立学校) オンライン授業の導入(府立医科大学、府立大学) 教材補助として本を購入し貸出(学校再開後は図書室 へ)(義務教育(ル)学校低学年) 私立学校教育振興補助(高校生への修学支援) 低所得者を対象にカンライン学習を支えるための通信費支給 児童養護施設等へのインターネット環境整備 児童養護施設等で育つ児童の学習機会を確保するため、 ルケーネット環境整備やパタュン等の機器購入を助成	○中高生夢舞台開催支援事業 ・全国大会の中止や開催内容の変更を受け、 ・全国大会の中止や開催内容の変更を受け、 中高生の集大成となる大会開催を支援 ○府立図書館の感染防止対策 ※安心・安全な京の修学旅行への支援(専用 相談窓口の設置、感染防止対策への支援) (9 月補正予算計上)
大阪府	○主援学を等の臨時体業に伴う放課後等が、//ーピ、/ 支援学を等の臨時体業に伴う放課後等が //ーピ、/ 支援学校舎の臨時体業に伴う放課後等が //ーピ、/ 支援の 字校給食休止への対応 ○学校給食休止への対応 ○家庭子園の支援 ・所内の 3 歳見以上の園児に対し、学習教材等の購入を支援 (図書カード・2,000 円分を配付) ○SNS (LINE) を活用した相談対応の拡充 ○SNS (LINE) を活用した名タッフの配置 ○スクールサポートスタッフの配置 ○公・ルサポートスタッフの配置 ○公・イー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「臨時休業中の学習支援のペップ」を開設家庭学習でいた人が、本人の場で、一を開設を学習でいた、大教材等の掲載、授業動画の配信所立学校の1CT 化の推進1CT 技術者の配置が、マケ等の通信装置や府立支援学校及び府立中学が、マケ等を整備をの端末等を整備府立学習体制を構築所立学校のかづいでの学習体制を構築が無いるでの学習体制を構築を特たい家庭に対る学校所有の端末機、がかから通貨込み)の貸し出し端末機等を持たい家庭に対る学校所有の端末機、がかから通貨込み)の貸し出し	○文化芸術活動の継続支援 ・無観客ライブ等の配信にかかる経費を補助等
以 电	○学校 (外国人学校合む) におけるマスン/等購入の支援 ○特別支援学校のトイレ☆(をこよる衛生環境改善) 体制を発学校のトイレ☆の追加経費の支援) 他習等支援のための学習指導員の配置 ・/ かがががする SNS 悩み相談窓口の強化 ・/ か課後児童がブルかり増し経費支援、利用料減免支援 ・/ が課後児童がブルかり増し経費支援、利用料減免支援 ・/ が課後児童がブルかり増し経費支援、利用料減免支援 ・/ が課後児童がブルかり増し経費支援、利用料減免支援 ・/ が課後児童がブルかり増し経費支援、利用料減免支援 ・/ が開後と重体表です。 ・/ が開めたける学校をディービバ利用支援 ・/ 学校治食休止に伴う食材違約金の支払い ・/ 学校治食休止に伴う食材違約金の支払い ・/ 学校治食休止に伴う食材違約金の支払い ・/ 学校お食休にに伴う食材違約金の支払い ・/ 学校お食休にに伴う食材違約金の支払い ・/ 学校における学校再開にやりか人数授業、補習等支援自の配置 ・/ も別支援学校が一が、スの増便対応等 ・/ ・/ ・/ ・/ ・/ ・/ ・/ ・/ ・/ ・/ ・/ ・/ ・/ ・	県立学校等における遠隔授業環境の整備 家庭にインクーネット環境のない児童生徒に対して端末 を貸与 web 会議アプッ゚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○芸術・文化施設等の県民利便施設等にかもが 77-等を整備(県単独含む) ○県立芸術・文化施設等の各種無料講座のおがか配信 ○県立美術館・博物館の PR 動画や県内バーイスト の活動動画を作成・配信、多言語音声が「小 の活動動画を作成・配信、多言語音声が「小 の連解が等での物資・衛生資材等の備蓄 ○避難所となる学校等体育館の換気設備導入 支援 ○芸術文化公濱の再開に向けた緊急支援 ○芸術文化公濱の再開に向けた緊急支援 ○芸術文化公鑑賞・体験機会の創出支援 ○県天利便施設等の換気設備の強化(※9 月址充) ○県立美術館における時間制来館者システム導入
茶良県	○幼稚園がマスクや消毒液等を購入する経費に対し補助 ○特別支援学校の臨時体業期間中における学校給食の食材費負担 ○特別支援学校等の臨時体業による、放課後等デオービュス 等の利用増に伴う追加経費に対し補助 ・学校の臨時体業によるハレバのため、公立学校の児童 ・会校の臨時体業によるハレバナルがを実施 ・ 臨時体業中の小中高生等の健康維持のための番組を提供 ・ ないはを1歳しいら県日本等の健康維持のための番組を提供 ・ か出き自粛している県日本等の健康維持のための番組を提供 ・ か出き自粛している県日本等の健康維持のための番組を提供 ・ か出き自粛している県日の様康維持のための番組を提供 ・ か出き自粛している県民の健康維持を、本県の魅力を再発する機会を提供 ・ か出き自粛している県民の健康維持を、本県の魅力を再発する機会を提供 ・ か出き自粛している県民の健康維持を、本県の魅力を再発する機会を提供 ・ か出き自粛している県民の健康維持のため、対別所を開め の したと要する経費等に対し補助 の したと要する経費等に対し補助 の したと、数員を加配 の した及び中学、3 年生の学級を分割し、、感染拡大 防止及びきめ細かい、指導を行うため、教員を加配 の しまりを配合して授業等を実施するため、非常勤講師等を配置	全教員、児童生徒に対し16 Suite for Education」の7カカントを発行教育長及び指導主事による授業サブル動画を参考に各学校で授業動画を作成し、動画共有サービス上の各学校のチャかに予ジュード Wi-Fi 環境がない家庭に PC を貸与し、授業動画を保存した重生徒の健康観察等、ガバイ用による家庭と学校が共有を受機の住職観察等、ガバイ用による家庭と学校が共有インテインで活用できるプールを利用し、テストの実施など生徒の住職観察等、カブル石用による家庭と学校が共有を力力インで活用できるプールを利用し、デストの実施など生徒の在宅での学習状況の把握を行うための研究を実施報告を行うな立大学に対し補助。「情報端末整備 1,050台・情報機器の使用に要する障害に応じた入出力支援装置を整備・情報端末の活用を支援する技術者を配置・情報端末の活用を支援する技術者を配置にたた出力支援装置を整備・低所得世帯の経済的負担を軽減するため、オンライン学程所得世帯の経済的負担を軽減するため、オンライン学程所得世帯の経済的負担を軽減するため、オンライン学習にかかる通信費を支援	県立文化施設において消毒液の整備、受での70小板設置、空気清浄機及び非接触が高計等を整備 小人館時における新型コロケルの感染症対策 徹底(マル着用、手指消毒、三帝の回避等) 県立図書館主催杯、外として、館長講演会、 県立文化施設の HP 等において、万葉歌留 県立文化施設の HP 等において、万葉歌留 係との家で遊べるコッテッの配信 奈良県立ジュニアオーケストラのテローが 素動画、過去の演奏会の映像等を、動画 情サイト(YouTube)にて公開 活型コロウルス感染症の影響により中止さ、 大会を支援 大会を支援 に対し補助
左影	○公立:私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校臨時体業期間中の学校給食用食材キッンセル粉負担 ○子供 SOS ダイヤル(24 時間対応)教育相談電話、LINE を 活用した教育相談による心のガへの対応 ○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や(県)教育相談 主事による心のガへの対応 主事による心のガへの対応	○公立・私立均権園におけるマスイヤや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校 臨時休業期間中の学校給食用食材キャセル料負担 ○月立学校 臨時休業期間中の学校給食用食材キャセル料負担 ○子女 Sy イル (24 時間対応) 教育相談電話、LINE を活 用した教育相談による小のケイへの対応 ○85 x 不整校援員、訪問支援争へ順)教育相談電話、LINE を活 用した教育相談による小のケイへの対応 ○85 x 不整校援員、訪問支援争へ順)教育相談主な心が小の対応 ○85 x 不整校技程、訪問支援争へ順)教育相談主ないが導入 ○85 x 不要校技程、訪問支援事へに対している対応 ○86 x 不要校技程、助問支援等と、時期支援学校(義務教育課程)の児童生徒のPC端末の整備(12 月末完了予定) ※県立中学校生徒1人1台PC端末の整備(12 月末完了予定) ※県立中学校生徒1人1台PC端末の整備(12 月末完了予定) ※県立中学校全徒1人1台PC端末の整備(12 月末完了予定) ※県立中学校全徒1人1台PC端末の整備(12 月末完了予定) ※県立中学校全徒1人1台PC端末の整備(12 月末完了予定) ※県立中学校全権1人1台PC端末の整備(12 月末完了予定) ※県立中学校の全教員に「G suite for Education」の研修を実施の条点立中学校の全教員に「G suite for Education」の研修を実施の存成に貸与する機器を準備(通信料は県負担) ※・県立高等学校・特別支援学校でのオバイバによる同時双方向型授業動画の配信やリモー学習指導の開始 ○接業動画の配信やリモー学習指導の開始 ○接業動画の配信をシの体制づく。 ○保護動画の配信を対象に家庭におけるがができるようにの7州が設置及び体温計の購入。○県立関始館施設における消毒液の整備、受付での7州が裁置及び体温計の購入。○県立博物館施設における消毒液の整備、受付での7州が裁置及び体温計の購入。○県立博物館施設における消毒液の整備、受付での7州が裁置及び体温計の購入。○県立博物館施設における消毒液の整備、受付での7州が表置を支援な	○県立図書館における消毒液の整備、受付で のアクリル板設置及び体温計の購入 ○県立博物館施設における消毒液の整備、受 付でのアクリル板設置及び体温計の購入

The control of the co	(3) 芸術・文化等 高脱臭機等の衛生用品を整備 りがルット等を活用した県外のプロ演奏家から 県内アイュア演奏者へのガラル演奏指導の実施 し、あわ文化」に係る VR 動画等デジ Mロゲッを 作成し、情報発信 ○県立学校の文化部活動をオンライン指導 により実施 ○部活動全国大会の代替地方大会開催支援 ※Web 環境を活用した障がい者スポーツ・芸 術文化支援 ・パラスポーツ実施支援動画の作成 ・オンラインでの芸術教室の実施 ・オンラインでの芸術教室の実施	○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と 連携した新たな形での文化芸術活動を支援 ○新型コロナウイルスの影響で中止となった 高等学校の各種スポーツ・文化大会の代替 大会の開催を支援	○京都市文化芸術活動緊急獎励金の創設 ・発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援する ため、新型コウがの感染症域大防止に留意しつつ、現下の状況において 安全かっ適切に実施できる文化芸術活動(企画・制作・実施・リナイ等) 募集し、審査のうえ奨励金(上限 30 万円)を交付 ・新型コウが感染症の拡大に伴い、京都市に居住文は活動拠点を持つ でするの芸術家等の活動状況に関するアケー・を実施 ・新型コウが感染症の拡大に伴い、京都市に居住文は活動拠点を持つ でするがの芸術総で向けてのニーズを収らかにするために実施 の京都市文化芸術総合かている状況を調査するととに、 活動の再開や特織に向けてのニーズを収らかにするために実施 の京都市文化芸術総合力を表別、ケージ、 ・表現方法や鑑賞で、かクージ、 ・表現方法や鑑賞で、かクージ、 ・表現方法や鑑賞で、かケージ、 ・表現方法やの第音が、かケージ、 ・ま現方法や鑑賞で、かケージ、 ・ま現方法や観賞を着いるとない。 あ文化芸術総合は、からなれてい、 る文化芸術関係者に対し、各種支援事業等 の相談窓口を掲載していた。 の相談を記して、切が、を活用した文化芸術活動 の再開支援まで、切れ目のたい支援を実施		○ 「 の の の の の の の の の の の の	〇こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業・ア元/トやアイプハクス等の新たな別組みに係る経費を補助(上限 10 万円/人、上限 75 万円/施設)・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助(上限 50 万円/日・施設、補助率1/2、県市協調)・神出山田自転車道でのシェアサイクル事業の実施・神戸マラソン延期に伴うアンニンダイベント事業の実施・神戸マラソン延期に伴うアンニンダイベント事業の実施・
(1) 臨時体条・学校再開対策 (1) 臨時体条・学校再開対策 (1) 臨時体条・学校再開対策 (1) 臨時体系を (1) 10	(2) 遠隔教育等の推進 めの動画の作成・配信、ケーブルテレビ放送 もの動画の作成・配信、ケーブルテレビ放送 手作りマスクの動画の作成・配信 りトーズ会議システムの無料フカッレトを取得し、各県立学校に必要 なアカッレトを配付 またがいを配付 無学校及び市町村立小中学校を対象としたインタータを 所に一た児童生徒の学習支援するテデル事業を実施 り開立学校の教員がテャッークできる環境構築 原式・シークの方式をの点字ディス゚レイ、視線入力装置等の 発育がいのある児童生徒の学習支援のための「学校裁量枠」の創設 の音がいのある児童生徒の方字を表現が構築 に読み教材」をモーラーニングコンテンツとしてデジタル の場合では、高等学校の元実を図るため、「自律型学習教材」や が品。 (徳島氏のための点字ディスプレイ、現線入力装置等の がよりをしてまる要が相談におけるオン ライン学習支援の市場ををの「自律型学習教材」や である。 (市は、自体のでのケアとして「こころのサポート動画」 を作成・配信台端末の整備	学校休業中にインターネットを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi 機器の貸与や回線の増強を実施に係る市町村への補助 6 ラーニンジ教材のアカウント取得・活用CG A A グール構想により児童生徒の1人1台端末の1 J J H H H M M M M M M M M M M M M M M M)京都放送,京都新聞と連携した「京都・学びプ・ジュ/ト」 (動画配信等) 画配信等) 0616A スクーハ構想の実現に向けた通信ネットワークの増強 0.x-xページを活用した家庭学習課題等の発信 0.運動遊びや読み聞かせ等に活用できる DVD の作成 0.家庭学習支援及びオンライン教職員研修実施のための環境整備(7月市会提案) 環境整備(7月市会提案) 0.市立芸術大学における感染拡大防止対策	○動画配信打ト(YouTube)を活用した学習動画の配信 ○かど、大阪と連携し、学習動画をサプチャンネルで放映 ○NPO 法人の学習動画す小を活用 ○全児童生徒に学習用端末機を前倒し整備 ○就学援助世帯で Wi-Fi 環境が整っていない家庭に、キバイ ルータを貸与し、通信使用料を負担 ○オンテル学習の円滑実施のため、Web カメラ、マイクスピーカーなどの 通信装置を整備	 ○市立図書館にて、自宅学習に向けた小・中学生対象の学習本を電子書籍で貸出 ○教育委員会の HP 上において、文部科学省の学習支援シテッポークがイータを掲載し、家庭学習を支援 ○各小中学校のIP から教育に準拠した養美剛を配信し、児童生徒の家庭学習を支援 ○J:COM と連携し、授業助面をカーブルで、で放映 ○市立小中学校等に通うすべての児童(約64,000人)のハーバルを年内に整備しま立小中学校に通うすべての児童(約64,000人)のハーバルを中内に整備を定立い可能となるようモバイルWiーFiルーターを各家庭に貸与 ○学校におけるICT環境整備を進めるため、「GIGAスクールサポーター」を学校に新たに配置 	○ (株) かラレビジョンとの連携による「ラレビ授業」の実 0c1cA スクールの加速に対応するため全小中学校等 徒にノートパッユン等を1人1台整備 シ経済的に配慮を要する就学援助世帯への ICT た学習支援 (再掲) *with コロナ時代における野外活動の推進 ・ハイキング道・市民公園等の整備 ・子どもたちの野外活動を支援するため、自然の 信環境を再整備 ・プロスポーツを直接見る機会が制限されている ちに対し、トップスポーツチーム所属選手がレ 画を配信
	(1) 臨時休業・学校再開対策 ○私立幼稚園におけるマル等保健衛生用品の購入等 ○県立学校へのマルクや消毒液の配付及び購入支援 ・会立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 ・会立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 ・食材の有効学校給食食材納入業者に対する支援 ・食材の有効学校給食食材納入業者の補助 ・学校給食用、米飯・用。ルー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○元め、バール・ホート・バッノを追加配置(年価十) ○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置 ○原染リスの軽減のため、特別支援学校スフーレバスを増便 ○規業りまか軽減のため、特別支援学校スフーレバスを増便 ○規業の理量方プに追加で生じる費用、ファミリー・サポート・ヒンター 利用料の減免を活用した読書感想文コクール等の開催 ○放課後等ブルードスで追加的に生じる費用等について支援 の体業場間中を活用した読書感想文コクール等の開催 の放課後等ブルードスで追加的に生じたサービス分に係る県負 担金の増額、利用者負担の免除を行う市町村に補助 ○医療的が児等の送迎のため、放課後等ディービュ事業所等 が福祉がと利用する場合にが予券の配付を行う事業に補助 ○子どもの居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援 ○イビをの田場所の立ち上げ経費及び運営費を支援 ○名との田話をするために事業の体業を余儀なくされ た具内個人事業主を支援(4,100円/人日) の私立中学校・高等学校が行う感染症予防対策及び学習保障の取 組入の経費支援 の私立中学校・高等学校が行う感染症予防対策及び等配よいる 総決防止対策への経費支援 ○私立中学校・高等学校が行う感染症予防対策及び等配における 総決防止対策への経費支援 ○私立中学校・高等学校が行う感染症予防対策の取組への 経費支援 ※新型コウルルの影響により、公私立中学校・高等学校が修 学旅行等を県内宿泊又は県内や近県日帰りに変更して 実施する場合の経費支援	○市立学校園におけるマススン・消毒液等の確保 ○学校の臨時体業に伴う学童ウラン、等の対応に係る支援 ○LINE による相談窓口の開設 ○こども相談 24 時間ホットラインを活用した心のがへの対応 ○ネ望制による「学習相談・面談」の実施 ○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校(学級) ポスト」の設置 ○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備 ○市立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境 を構 ○大学における学生支援強化特別支援事業 ○子ども食堂等との連携による子どもの見守り強化	○令和2年度の学校給食費の無償化 ○SNS を活用した児童生徒相談拡充 ※「学びの保障」実施に向けた体制整備として、非常勤講 師、学力向上支援が、少、スクールヤポートスタッフを追加配置 ※感染拡大防止のため修学旅行等がキャンセルとなった場合、 保護者の経済的負担軽減のため公費による補償を実施	○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等 ○市立学校園の臨時体業期間中における学校給食費(食材費等)を負担 ○月童生徒等及び保護者の方々の心のが等の支援として、 高等学校、中学校、一部の小学校にスクールカウンヤラーを配置 ○市立学校園の臨時業措置期間に対する影電校にスクールカウンヤラーを配置 ○夏奉体業期間等を短縮し、臨時体業措置期間の授業時数を確保 ○学校再開に伴う市立学校園における感染防止に必要な 保健衛生用品の購入等 ○保護者の経済的負担を軽減するため、8月から10月までの学校給食費を無償化 ○学校の教育活動を支援するため、人的支援として教員や 学校の教育活動を支援するため、人的支援として教員や 学校の教育活動を支援するため、人的支援として教員や	○休校中の家庭学習環境の確保 ・ICT 環境が整っていない家庭へがリン・Wi-Fi ルーケを無償貸与 ・ICT 環境が整っていない家庭へがリン・Wi-Fi ルーケを無償貸与 ・放課後等が付して、大放課後児童がデンの時間延長にかかる 運営費補助及び利用料減免 ○学校給食休止に伴う食材事業者等への補償 ○子どもたちの学習を支えるため、全小中学校に学習指導 員とガール・ボート・スタップを追加配置 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援 ・食品送付による昼食支援 ・1CTを活用した学習支援 ・1CTを活用した学習支援 ・1CTを活用した学習支援 ・1CTを活用した学習支援 ・方の新型コナケルス感染症の影響により学生支援に取り組む市 内大学等へ、ふるさと納税を活用して助成

3 社会・福祉対策

マント版 イン学とも用いては最高である。 19年2年 2月 19年2日 2月 19年2年		1)社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の 1CT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
The 環境を活用した障害者が 一ッ・文化芸術 かうん 運動会や「京都とっておきの芸術祭」 原書 音	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	用品を一指購入し在芸備化施設へ配布のマスグ等の衛生用品の購入・消毒等にか 変修経費を補助 祉施設等とよる自宅訪問など代替・ボス も増し経費を補助 のマスグ等の衛生用品購入にかかる経費を補助 成のマスグ等の衛生用品購入にかかる経費を補助 は、シャ湾人および1CT化に対する支援の拡充 業所等における感染症対策および利用 とともに、介護施設・事業所に勤務する がかるューディネー機能の確保経費を支援 かかるューディート機能の確保経費を支援 かかるューディート機能の確保経費を支援 かかるューディート機能の確保経費を支援 かかるューディート機能の確保経費を支援 かかるューディート機能の確保経費を支援 かかるューディート機能の確保経費を支援 かかるューディート機能の確保経費を支援 がかるユーディート機能の確保経費を支援 がかるユーディートトを発展して必要とな 業所の生産活動の再起に向けて必要とな 等所の生産活動の再起に向けて必要とな 等所の生産活動の再起に向けて必要とな 等所の生産活動の再起に向けて必要とな 等所の生産活動の再起に向けて必要とな 等所の生産活動の再起に向けて必要とな 等所の生産活動の再起に向けて必要とな 等所の生産活動の再起に向けて必要とな 等所の生産活動の再起に向けて必要とな	イマートノオノ帯を使用した協議中計サービスを実施・一・アン・アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○生活品価質をの質付原質の積増し ○生活品価質をの質付原質の積増し 生等奨学給付金の給付、県立高等学校等授業料の減免 生等奨学給付金の名称 ○県営住宅での一時的な受け入れ ○県営住宅での一時的な受け入れ ○県営住宅での一時的な受け入れ ○県営住場の 「の場合により在宅での生活が困難になったこどもを家族と同じ 医療機関へ一時保護委託、または滋賀県青年会館での一時保護を行う 医療機関へ一時保護委託、または滋賀県青年会館での一時保護を行う 医療機関へ一時保護を発生をの生活が困難となった要介護高 さなくなった場合に、必要なが護行ーに対して、な要なが 自教防止に関する相談体制等の強化 ○子ども食堂の感染拡大防止を支援し、活動団体に物質 が迅速に届くようにするため県社協の体制を拡充 のアケートを実施し、子どものための新しい生活様式を策定 のアケートを実施し、子どものための新しい生活様式を第定 のひとり親家庭や児童養護施設退所者等からの相談に 対応するため、SNSを活用した相談窓口を設置 と話面類に陥っているひとり親家庭等を支援する県社協の事業へ補助 とはているのより、電話の書が相声まと の上活面類に加っているひとり親家庭等を支援する原理 と話面類に加っているひとり親家庭等を支援する原理 とはているのより。では、電話の事業へ補助 のよった。
新労移行支援事業所等におけるテルーの導入支援 介護事業所に対する1CT導入支援の拡充 作業事業所に対する1CT導入支援の拡充 障害福祉サービス事業所におけるタブレッ 障害福祉・北におけるデルー等の導入支援 のプロン・ のプロン・ を開発を対する遺属手話やで、2の実施 を開発を対する遺属手話やで、2の実施 を開発を対する遺属手話やで、2の実施 を開発を対する遺属手話やで、2の実施 を開発を対する遺属手話やで、2の実施 を開発を対する遺属手話やで、2の実施 を開発を対する遺属手話やで、2の実施 を開発を対する遺属手話やで、2の実施 を対する遺属手話やで、2の実施 を対する遺属手話やで、2の実施 を対する遺属手が手に対けるテレワー 等がを対する対する対対を対し、4種の には等に取り組むを対す。2を対し補助 たるでは、4年が高に対けるテレワー は分子障害に対し、4年を性向上があ 等の等人支援。 まりの第大支援。 は、3を注ががなる構築 は、3を注がはなるが、3とがは は、3を注がはなるがあ出いまする。 は、3を注がは、4年を は、3を注がは、4年を は、4年の は、4年の は、4年の は、4年の は、4年の は、5年の は は、5年の は は は は は は は は は は は は は	○多床室の個室 入場地(小灘店 ○通所サー(小灘店 ・ () 一位	牧修、 換気装置等の設置、消毒液等の購設、障害者支援施設、児童養護施設) (介護・障害)等に対する支援 (小護・障害)等に対する支援 (外でサビ、7形態の確保 すの感染拡大防止対策支援 度用する簡易居室の整備支援 放施設等における感染予防対策支援 が17年を提供する際の感染主防対策支援 が17年を提供する際の感染主防対策を接合でいる地等における感染予防対策に係る経費を支援	Web 環境を活用した障害者が"ーツ・文化芸術 オンライン運動会や「京都とっておきの芸術祭」 がでいて、 できる でいで、 でいる でいる でいる でいる でいる でいる では、 できる できる できる できる できる できる できる できる できる できる	○条計高を監由の保止人子人子院生に対する技術性で ○生活福祉資金の貸付原質の積増し ○家計急変世帯に対する高校生操学給付金の支給 ○家計急変世帯の府立大学生に対する授業料免除 ○家計急変世帯の再立大学生に対する授業料免除 ○家計急変世帯の再は大学生に対する授業料免除 ○家計急変世帯の再は大学生に対する授業料免除 ○家計会変世帯の時は大学生に対する授業料免除 ○成税の納税等の猶予 ○日殺防止に関する相談体制の強化 ○低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金支給 ○ひとり親家庭等に対する学習支援 ・対象児童に対し図書カードを配布 ○児童虐待防止強化対策の検討
席告福祉サービス事業所におけるタブレン ト端末、現守りロボット等導入の支援 障害福祉サービスにおけるシルー等導入の支援 タブレット端末、専用 VR 機器の導入を援 のブレット端末、専用 VR 機器の導入を のブレット端末、専用 VR 機器の導入を のできる Man	※児童養護施設。 ○社会福祉施設 ○感染が緩われる児童 ○00とり親家館の子どもの ○SNS (LINE)を活用し ○緊急事態宣言期 ○方護施設等におい ・方護施設等におい	等における感染症対策支援(9月補正予算計上) 等への衛生用品等の配布 を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等 を仕事・学習支援事業で、子ども用マスケの配布等を行う市耐へ補助 た相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入 計間中の高齢者、障がい者等の見守り支援 民基金を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布 多床室の個室化に要する改修経費の補助 方名簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の補助	就労移行支援事業所等におけるテレワーーク導入支援介護事業所に対する介護ルボアト機器購入補助の拡充介護事業所に対するICT導入支援の拡充介護事業所に対するICT導入支援の拡充	○住居確保給付金の支給 ○外出自粛の長期化による児童虐待の増加やW被害者等への相談支援体制の強化 ○保護者が新型コサケルがに感染し、保護者又は代替者による養育が できない児童を府がお/等宿泊施設において、一時保護を実施 (新型コサケルス感染症拡大の影響による解雇等により住 宅の退去を余儀なくされる方に対し、所営住宅を提供 ○所営住宅入居者の家賃の減免等 ○任活福祉資金の貸付原資の積増し、
融労系障害福祉事業所のテレワーク導入に要する 職党障害者に対する遠隔手話サービ、スの実施 職党債に対し補助・生産性向上のためら 導入等に要する経費に対し補助 1 C T導入等に要する経費に対し補助 前品の生産技術や労筋は・発力・「xの開発、別 前品の生産技術や労筋は・新サービ、xの開発、 売促進等に取り組む就労系障害福祉事業 に専門家を派遣、県の共同受注窓口にインターンター に専門家を派遣、県の共同受注窓口にインターンター 等する接施設におけるは、ット等(見守りヒンタ 等する接施設におけるは、*ット等(見守りヒンター 等)の導入支援 就労系障害福祉サービ、本事業所におけるテレンワーンを活用した遠隔指導の実施を支援 打した遠隔指導の実施を支援 ガ゙レット端末を活用した遠隔手計サービス等を実施	※○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	等心接職員の洗遺所質等の補助 入等や個室化改修経費の補助 簡易除圧装置等整備費補助 提供に伴うかかりまし経費等の補助 等応接職員の派遣旅費等の補助 する介護ロボット等導入支援の拡充 する介護は可談。の経費支援 に対する安否確認等の経費支援 と対する安否確認等の経費支援 と対する安全を移動の強化、分割關權費の支援 センター等の障害者受入体制の強化 社サービス等の機能強化	障害福祉サービス事業所におけるタブレット端末、見守りロボット等導入の支援障害福祉サービスにおけるアルアーク等の導入支援タブレット端末、専用 NR 機器の導入補助聴覚障害者の遠隔手話サービス実施のためのシテテ整備	○外出自場の長期化によるJV 後書有等への570階上げによる緊急避難支援 ○国民健康保険料(税)の減免措置、傷病手当金の支 ○住居確保給付金の拡充 ○位居確保給付金の拡充 ○収入激減、世帯の生徒に対する高校生等獎学給付金の給付、公立高等 学校等授業料の減免、私立学校生経業料軽減臨時期補助の実施 ○家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免 の窓済的間や職域における心の悩和談体制の強化 の総染防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の 相談支援体制強化(リモート相談用のタア゙レット端末購入) ○緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充(※9月拡充) ○緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充(※9月拡充) ○新型コサイル/成改換症に関する人権啓発の強化
障害福祉分野生産性向上推進 障害者支援施設におけるux゙ット等(見守りむ水等)の導入支援 発)の導入支援 就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークを活 現じた遠隔指導の実施を支援 アブレット端末を活用した遠隔手語サービス等を実施	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	12、IECを付無付にキーノイになけ無性によって、「一、「正な付無性によって、「大なり」と、「大なり」と、「大なのでは、一大なのでは、一大なのでは、一大なのでは、一大ないが、「一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	就労系障害福祉事業所のテレワーク導入に要する 経費に対し補助 聴覚障害者に対する遠隔手話サービスの実施 障害福祉サービス事業所等におけるテレワーン 導入や、感染拡大防止・生産性向上のためら 1 C T 導入等に要する経費に対し補助 商品の生産技術や新商品・新サービスの開発、別 売促進等に取り組む就労系障害福祉事業別 に専門家を派遣、県の共同受注窓口にインターネ と活用した発注シテテムを構築	○上に的場合 すの上まり、唯本文成、日上中政大阪の項目 ○ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 ○月童の安全確保のためのこども家庭セルーの体制強化 ○子とも食堂の陰染拡大防止之援 ※着計が急変した家庭の生権に授業物の減免を行う専修学校に補助 ○生活困報資金の貸付原質の積増し ○生活困窮世帯の子どもの学習支援教室への状が ○生活困窮世帯の子どもの学習支援教室への状が消毒液の配付 ○根抗困窮世帯の子どもの学習支援教室への水が消毒液の配付 ○根域で子育てを支えるこども食堂が、家庭を訪問 して弁当を届けるなど新たな活動を行うことへの支援)外出自粛時の子育ての不安や負担感を軽減するため、相談体制や情報発信を強化する市町村の取組を支援 ○かとり親家庭や児童虐待・DV被害者等のための水が がによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 がによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 のかとり親家庭や児童虐待・DV被害者等のための水が がによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 がによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 がによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 がによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 がによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 がによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 がによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 がによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 がによる相談や感染防止に配慮した環境を整備
障害福祉分野生産性向上推進 障害者支援施設におけるボット等(見守りむ水 等)の導入支援 就労系障害福祉・、、、事業所におけるシャックを活 また遠隔指導の実施を支援 りブレット端末を活用した遠隔手語・・、 7等を実施	の 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	福設・3、12日に加速以下のアールが ・ 一番である。 ・ 一番である。 ・ 一番できる。 ・ 本程体制を整備 者技徳護等に対する権助 全設置等に対する権助 全設置等に対する権助 発展者の発生等に備え、県において、パルや消毒液等を備蓄 次支援事業所等が行うアセスが、等に対し権助 利用者と接する従事者等に慰労金給付 の発生を防止するための注意事項について、県民、社会 の発生を防止するための注意事項について、県民、社会 の発生を防止するための注意事項について、県民、社会 を提供を対けるが注意事項について、県民、社会 が支援事業所等が行うアセスが、等に対し権助 利用者と接する従事者等に慰労金給付 の発生を防止するための するチムによりるがオーの発生を防止するための するチムによけるがオーの発生を防止するため、 極齢観察におけるがオーの発生を防止するため、 を 機能を発した一斉・定期的な検査を実施 を 製修繕に併せて実施する介護が リーに可導入に対し権助 もは解えるよりにた一斉・定期的な検査を実施 を 製修繕に併せて実施するが出めるに対し権助		○大業を体業等を原因とする ○大業を体業等を原因とする自殺を未然に防止するため、電話相談等による支援を集施 ○家計が急変した世帯の児童生徒・学生に対する授業 料域免を行う私立学校・公立大学等に対し補助 ○児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付 ○帰職や休業等に伴う収入減少等による生活困窮者に対する 家賃相当の給付金、入居支援や入居後の居住支援を集施 ○生活困窮者等へのかががこよる相談体制等を整備 ○生活困難者への効果的な方策を検討 ※在宅生活を強いられている障害者等の安否確認等に 要する経費に対し補助 ○こども食堂における県産牛肉等の購入に対し補助 ※新型ココナウイルス感染症の影響により家計が急変 した私立専門学校の生徒の修学を支援 とれたも時間学校の生徒の修学を支援 とれたも時間学校の生徒の修学を支援 ※新型コーナウイルス感染症の影響により家計が急変 した私立専門学校の生徒の修学を支援
	○高齢者施設や障害 ○高齢者施設・連 ○階害者就労支援施 ○地元企業がある。 ○必承な介護・ ○分様・ ○分析 ○分権で ○分析 ○合格で ○分析 ○合格で ○分析 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	等者支援施設、児童養護施設等における消毒液等を購入 5業者、障害児人所施設等へのスパの配布 設で作成した布パを県が購入し、障害児者入所施設に配布 素贈を受けたアリル・ライジンの配布 ど、7を継続して提供できるよう、通常の介護サー されないかかり増し経費等を支援 に要する費用を支援 に要する費用を支援 が利用再開に向け、パパギンヤによるパが外等の経費を支援 が利用再開に向け、パパギンヤによるパが外等の経費を支援 が等における感染対策徹底支援 でき者支援施設、児童養護施設等に非常時 等者者支援施設、児童養護施設等に非常時 等者を受けた非接触型赤外線体温計について、県 と併せて児童福祉施設等に配布	障害福祉分野生産性向上推進 障害者支援施設におけるば、小等(見守りむサ等)の導入支援 就労系障害福祉サービス事業所におけるシャケーを招 また遠隔指導の実施を支援 用した遠隔指導の実施を支援 げレ外端末を活用した遠隔手話サービス等を実施	○生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額 ○住居確保給付金の支給 ○保税の納税等の適予 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等に より、住宅の退去を余儀なくされる方に対する県内公営 住宅の提供 ○家計急変世帯へ県立高等学校等の授業料の減免 ○家計急変世帯に対する高校生等奨学給付金の支給 ○財務防止のための相談の実施 ○低所得のひとり親世帯に臨時の特別給付金を支給 ○断型コウル、成改染症対応従事者へ慰労金の支給 ○所得のひとり親世帯に臨時の特別給付金を支給 ○新型コウル、成改染症対応従事者へ慰労金の支給 ○知童養護施設等に勤務し、利用者と接する職員への慰 労金の支給(県単独制度)

世 体	(1)観光・誘客 ○観光関連産業、物産事業者等に対する支援 ・ 県内観光施設等で使用できる、クーポンガイドブック付きの旅行ブランを作成・販売 ・ 国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施 ○県民によるビワイチの体験機会拡大 ・ 県民の屋外活動が解禁された機会をとらえ、レンタサイクル料金に補助することにより「ビワイチ」「ビ	(2) 地域経済の活性化・基盤整備 ○製造業に対する支援・サプライチェーン再構築等の支援・海外への販路拡大に向けた取組支援・大手企業向け展示商談会の開催支援・社会変革や感染症対策に資する新技術・新製品開発の支援・抗菌殺菌材料の開発支援・抗菌殺菌材料の開発支援・衛牛関連製品や衛牛医療部素材の開発支援	(3) 文化・芸術・スポーツ等 ○公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動 継続等を支援
	フィチプラス」の体験機会の拡大を促すとともに、 周遊を通じた消費の拡大を図る。 〇観光バスを活用した団体旅行の支援 ・県内観光バスを活用し、かつ遊覧船等の観光交通手 段を組み込んだ団体旅行プランの造成・販売 〇外食産業におけるインバウンド需要回復に向けた衛 生管理の徹底・改善等の取組支援 を心安全な京都観光の展開 ※ WITH コロナ社会に対応した、安心・安全な京都観光を PR する劇画作成 光を PR する劇画作成 ○「もうひとつの京都」観光誘客事業 ・「もうひとつの京都」観光誘客事業	関連現場の出い、関土を派記をおりて加えた。 製造現場の出い、関土を派記を持ちる う地場産業に対する支援 ・地場産業に対する支援 ・地場産等に対する支援 ・地場産等へ配布(マスク配布プロジェクト) ・V R や A R を活用したネット通販等への取組強化 を図るため、製品等の 3D データ作成技術を支援 ・地酒の数値データを収集・分析し、特徴を見える化 することにより、消費者への提案力強化を支援 う具内消費拡大に向けたキャッシュレス化の推進 ・国のマイナポイント在用消費活性化策に県独自の プレミアムボイントを上乗せ ・脚間の表際 ・部局構断的な体制の下、WITHコロナ戦略検討 ・部局構断的な体制の下、WITHコロナ社会・POSTコロナ社会を見据えた戦略を策定	○京都府文化芸術活動継続支援補助金(補助率 2/3、上版 20 万円) 上版 20 万円) ○文化芸術関係者支援相談窓口(4/30~) ・文化芸術活動の継続や再開のための支援制度の紹 介、伴走支援 ○文化・スボーツ施設にサーモグラフィ、体温計等を購入
	典付与ネャンパーン等 ○京都総貫自動車道利用促進事業 ○京都総貫自動車道利用促進事業 ・お得な周遊リーパスの発行を支援し、公共交通機関 を利用した府内観光を促進 ・車両や路線パスにラッピッグを施し、観光の魅力発信 ○順もうひとつの京都」魅力発信ラッピッジ事業 ・車両や路線パスにラッピッグを施し、観光の魅力発信 ○観光ループパスの運行やウォークワーンーの開催による周遊観 光を推進する「もうひとつの京都」事業実施 ・WITHコロナ社会に向けた観光コンテンツの早期準備のため、民間事業者からのアイデイアを募集 ・文化財を活用したライトアップなどのコンテンツを充実 ・文化財を活用したライトアップなどのコンテンツを充実 ・文化財を活用したライトアップなどのコンテンツを充実 ・文化財を活用したライトアップなどのコンテンツを充実 ・文化財を活用したライトアップなどのコンテンツを充実 ・文化財を活用したライトアップなどのコンテンツを充実 ・文化財を活用したライトアップなどのコンテンツを充実 ・文化財を活用したライトアップなどのコンテンツを充実 ・方様の人・関西の入いらっしゃい!」キャンパーン実施 ・音楽、伝統芸能等の文化芸術fill・ネネネさタック゚ロモーション事業」実施 ・音楽、伝統芸能等の文化芸術fill・ネスキンをiy゙ロモーション事業」実施 ・モションを実施)賑わい回復の取組みを実施する府内商店街を支援	○北山アート・パフォーマンスフェスタの開催 ・活動自粛を余儀なくされたアーティスト等の販売及び発表の場を提供し活動を支援 ○府民参加型の大規模スポーツイベントを開催
	○Welcome to Hyogo キャンペーンの実施 ・国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した県独自サービスの情報発信 ・おみやげ購入券付き地域特産品の販売(※9月拡充)・ ・原行エージェント向けのファムトリップ・ ・断行エージェント向けのファムトリップ・ ・ 面内路線就航都市でのひょうご安全宣言 PR・ ・ が、旅館の会議場等における座席間隔確保に伴う助成単価拡充・ ・ 位計施設における感染防止設備整備助成、感染症対策 PR・ ・ 合計施設における感染防止設備整備助成、感染症対策 PR・ ・ 合前施設における感染防止設備整備助成、感染症対策 PR・ ・ のかまうごスタイルに対応した安心族の推進・ ・ 合前施設における感染防止設備整備助成、感染症対策 PR・ ・ の外食化が、が、需要回復への支援 ・ の外食化が、が、需要回復への支援 ・ の外食化が、が、需要回復への支援・ ・ の外食化が、が、需要回復への支援・ ・ の外食化が、が、需要回復への支援・ ・ の分割の影響を受けた地域への誘客促進・ ・ フォルアーの実施、 なー場設備整備、合宿誘致支援等・	う商店街お買い物券・ボインドー事業の実施(※9月拉充) り県産ブランド牛肉消費拡大キャンペーンの実施 り県産ブランド牛肉消費拡大キャンペーンの実施 り県産農産物の販売促進プロモーションの実施 2は、ストコロナ社会に向けた先端技術研究支援 みアート兵庫基盤の整備 ・アンアート兵庫基盤の整備 ・アンアート気に101カた実証実験 海人支援、56等を活用した実証実験 ごがすがよった病的発展に向けた、衛生管理強化支援 こまりの破壊が 機器の砂修等) ※情報通信なトリーアータータを発車に向けたへ事業実施の支援 3は、ストコロナ・スタートアッタ゚支援事業の実施(※9月拡充) ※情報通信なトリーアーターを投事業の実施(学り回線接診 機器の砂修等) ※は報通信なトリーアーターを投事業の実施(学校の回線接診 機器の砂修等) ※は知道に向けた地域プロジェクト・モデル専業の実施(宿済 ※のようごで暮らす!体験キャンパープ事業の実施(宿済 ※のようごで春らす!体験キャンパープ事業の実施(宿済	 ○県内芸術家による無料コンサート等の実施支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	○落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内宿泊事業 - 本が設定した宿泊プラン等に対する県民限定割引ク - ボンを発行 - ボンを発行 - ボンを発行 - ボンを発行 - ボンを発行 - 東を開作し、観光地としての魅力を発信 - 原内周遊観光を促進するため、奥大和地域における 開歴、 日然環境等をテーマとしたアートイベントの 別本 - オン等による奥大和地域の魅力発信 - (2) 観光地としての魅力発信 - (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	質的な、W1-11 境境整備) 高田内が行う商品券等発行事業に対し上乗社支援 済市町村が行う商品券等等行事業に対し上乗社支援 済市町村が有う商品券等等行事業に対し上乗社支援 済市町活生化を推進するため、市町村が実施する 健康な生活の維持、消費喚起等の取組に対し補助 (1) 飲食事業者による7/17小等の導入に対し補助 (1) 飲食事業者による7/17小等の導入に対し補助 (1) 強力小中学校・特別支援学校等へ県産牛肉等 を提供する取組へ補助 (1) 無力が供給確保のための施設整備等へ補助 (1) 無力が住船を国産に切り替え、県内への継続的・ 安定的な供給確保のための施設整備等へ補助 (1) 原内がたの輸出を回復するため、農作物や食品の 輸出を行う食品等製造者の施設整備等へ補助 (1) 原内がたの輸出を回復するため、農作物や食品の 輸出を行う食品等製造者の施設整備等へ補助 (1) 内中小企業等が行う新型コウケルが感染症対策を売上 (2) 販路拡大による安定的な経済を図るため、イン ターネット販品の単準の自由や新業能への転換等の「新しい生活様式」に対応する取組へ補助 (1) 中小企業等が行う新型コウケルが感染症対策や売上 (2) 新型コウケルを登りを開催 (3) 中小企業等が行う新型コウケルス感染症対策とた取 (4) 中小企業等が行う新型コウケルを変換で対応した取 (4) 中小企業等が行う新型コウケルス感染症対策 (5) が一方の新しい働き方の検討 (6) が表活動の再活性化と感染症対策が同力できる県 (6) が会計 (6) が成高を定した企業の本県への誘致と支援 第の検討 (6) が成高、大の応した企業の本県への誘致と支援 第の検討 (6) が成成なたり、2000年 (6) が成となっている競労総結支援事業所の再起に必 (6) はなとなっている競労総結支援事業所の再起に必 (6) はなとなっている競労機続表しを事業を通り	○総合型地域スポーツクラブが開催する住民参加の レクリエーション等の費用に対し補助 ○サイクリング,による運動機会を推奨するととも に、奈良の魅力を発信するため、サイクリングコ ースの動画を作成・配信 ○奈良マラソン2020の中止に伴う代替イベント の開催

(3) 文化・芸術・スポーツ等 ○総合型地域スポーツクラブ活動再開支援事業 新型コロケルル感染症に伴い、活動の休止を余騰なく された「総合型地域ポーツ・ディブ・の活動再開をを発	」で10割1747 10実践や「 が0芸術家 3 か0芸術家 3	た新たな形での文化芸術活動を支援 (再掲) 〇イベント、スポーツ大会等の新型コロナウイルス の感染予防対策を支援 ○巡費協用に向けを販売促補支援 (重規)	○信貨機能に同りた販売に進入後(中海) 伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売, PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援バッケージ(再掲) ・表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文 化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口 を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファン ディングを活用した文化芸術活動の再開支援ま で、切れ目のない支援を実施 で、切れ目のない支援を実施 他事業 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促 進事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの 創出支援事業	○芸術・文化団体サポート事業 ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録され た芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 た芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 ○大阪市芸術活動振興事業助成金における開催準備 経費の助成 ○大阪市芸術活動振興事業助成金の拡充 ・令和2年度下期の募集について、助成上限額を40 万円、助成率100%に拡充 ○本市施設利用料金の減免 ・新型コウルス感染症防止対策や社会・文化活動の維 持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として 施設利用料金を5割減免	○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する 「オンラインミュージアム」の実施	○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業 (再掲) ・アーティストやライブハウス等の新たな取り組みに係る経費を補助 (上限 10 万円/人、上限 75 万円/施設) ・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助 (上限 50 万円/日・施設、補助率 1/2、県市協調)・神出山田自転車道でのシェアサイクル事業の実施・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施・オビなたもの野外活動を支援するため、自然の家等・ハイキング道・市民公園等の整備・子どもたちの野外活動を支援するため、自然の家等の通信環境を再整備・プロスポーツを直接見る機会が制限されている子どもたちに対し、トップスポーツチーム所属選手がレッスン動画を配信
(2)地域経済の活性化・基盤整備 ○県産農産物等の e コマースを活用した販売支援 ・カライツ出店ページ立ち上げ専門家によるルズ か支援 ・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信 ○輸出先国のマーケットニーズの変化や食品衛生等の規制に対応するため、食品製造事業者等が行う施設の整備等を支援 ○WITH・コカ「新生活様式」導入応援助成金 ・「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に沿った 事業者の「新しい生活様式」、一人の対応を支援	# * # # # # # # # # # # # # # # # # # #	圏アンアナショップにおいて消費を喚起するキャンペーンを実施)国の「GoTo キャンペーン」の開催に合わせて、県 内でのキャンペーンの実施や首都圏、関西圏等で の鳥取フェアを開催)商店街等のに変わいを取り戻すため、県民や県内 事業者が行う集客促進、需要喚起につながるイベ ントやキャンペーンについて助成	○信貨場をに同じて販売でなる人 ・商店街が実施するセーや集客が、小等の取組支援 ・商店街が実施するセーや集客が、小等の取組支援 (新しい生活が作) 対応のための衛生対策等支援 補助率 2/3・上限額 10 万円 (店舗・事業所単位) の地域公共交通における感染拡大防止・運行維持確 保緊急対策事業 (業種別団体等活性化支援事業補助金) ・業種別団体等活性化支援事業補助金) ・業種別団体が温本市等を単独主催する場合 →補助率 4/5・上限額 100 万円 ・同一の業種別団体に属する中小企業等 (3 者以上) →補助率 4/5・上限額 40 万円 の伝統文化との融合等による花需要等の喚起支援 の中小企業等 11 利活用支援事業 の中小企業等 11 利活用支援事業 のた統文化との融合等によるがポッコロナ課題解決事業 補助率 4/5・上限額 100 万円		○市内の飲食施設、宿泊施設などの利用者に対する ポイント付与 ○新しい生活様式実現に資するビジネスコンテスト を実施)中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り 組みへの支援(補助上限:100万円、補助率3/4) (再掲))かテインストアへの新規出店支援による販路拡大(新規 出店支援 補助上限:30万円/年、補助率1/2等) (再掲) (再掲) ・プレアム付きお買い物券事業(再掲) ・プレアは付きお買い物券発行による商店街等の消費 喚起(県市協調)及び地域経済の活性化 ・六甲山上スマートンティ構想 ・ 中田上スマートンティ構想 ・ 神戸 里山・農村地域活性化ビジョン
(1)観光・誘客 ○県民の県内周遊・宿泊等による観光需要の喚起・わかやまリフレッシュプラン販売の実施 ・D国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した本県独自の誘客キャンペーンを展開 ※県民みんながお出かけ!徳島の魅力再発見事業・「とくしま応援割」	(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	キャンペーン (6/6~7/12 など)) OOT Aを活用した宿泊割引クーポンの提供 O国の「6oTo トラベルキャンペーン」の開催に合わせた本県独自の誘客キャンペーンの実施(蟹取県ウェルカニキャンペーン、マイカー周遊ドライブキャンペーン等) ○地元の受入体制整備や旅行商品造成に向けた取組を支援 ○過毒廠和に向けや販売促進支援	同りた地で作車大な が組合等が実施する展示会や実演販売, の取組支援 の徹底による安心・安全の確保と地域 共現に向けた「新しい観光スタイル」の が行の中止等回避対策 設等における安心・安全な MICE の開催 京都の魅力再発見 飲食店・宿泊施設利用を促し、需要を噂 飲食店・宿泊施設利用を促し、需要を噂 もに市内事業者の支援につなげる。	」キャンペー 、 が	○AR、VR 等の技術を活用した歴史などの情報発信 ○市民向けの特典付観光キャンペーン「堺の魅力再 発見キャンペーン」の実施 ○フリーランスのクリエイターと連携した観光 PR 動 画の作成	局公式化スクグアムでのハッシュタグキャンペーン 海外気分を味わえるスポットを紹介した WEB で海外旅行」を開設。おすすめの観光資源 募集 のデッグがするの観光は。トトを紹介 トーン、を活用し、「神戸で海外旅行」キャンペー トーン、を活用し、「神戸で海外旅行」キャンペー トーン、ますすめの観光ぱットを紹介 トンマートパスポート トスマートパスポート トスマートパスポート た間がた割引価格で販売 居向けに割引価格で販売 番値のため、市民を対象としたプレミア 等クーボンの抽選販売等を実施 六甲・有馬アート・ナイト・プロジェクト」や芸妓を 有馬温泉の魅力発信などを展開
田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	德	嶋田県	· 任	大阪市	幹任	幸 匹卡

別添 2

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和2年9月22日 広 域 医 療 局

1 検査体制・検査能力

(9月15日現在)

府県市名	検査機関名	検査機関	検査可能検体数/
加东山石		数(機関)	日
滋賀県	滋賀県衛生科学センター、滋賀医科大学付属病院	10	194
//// // // // // // // // // // // // /	地域外来・検査センター(8か所)	10	194
京都府	京都府保健環境研究所,京都府中丹西保健所	18	800
京都市	京都市衛生環境研究所,民間検査所,医療機関	10	000
	大阪健康安全基盤研究所(森ノ宮センター・天王寺センター)		
大阪府	東大阪市環境衛生検査センター	7	3,300
大阪市	大阪府各保健所, 民間検査機関	'	3,300
	※検査機関数(機関)には医療機関(帰国者・接触者外来等)を含まない		
	県立健康科学研究所,尼崎市立衛生研究所		
長庄 旧	姫路市環境衛生研究所, あかし保健所		1 400
兵庫県	医療機関(帰国者・接触者外来等)	9	1,480
	地域外来検査センター,民間検査機関		
和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター	2	140
和歌山宗	和歌山市衛生研究所,和歌山市PCR検査センター	3	140
鳥取県	鳥取県衛生環境研究所	2	196
MAXA	鳥取大学医学部附属病院		150
徳島県	徳島県保健製薬環境センター,徳島大学病院	2	232
	堺市衛生研究所		
堺市	医療機関(帰国者・接触者外来等)	1	200
	※検査機関数(機関)には医療機関(帰国者・接触者外来等)を含まない		
	神戸市環境保健研究所(1)		
神戸市	民間検査機関(1)	13	562
	医療機関(帰国者接触者外来等)(11)		
	計	65	7,104
(参考)	*****************************		
奈良県	奈良県保健研究センター、奈良市、	4	717
	民間検査機関、医療機関(帰国者・接触者外来等)		

○検査実績(人数) [公開]

	×^/ [71111						
府県市名	9月7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)
滋賀県	22	150	119	100	85	45	136	119
京都府・京都市	246	577	527	238	555	272	165	204
大阪府(堺市除く)	828	2,035	1,495	2,431	1,505	1,253	1,046	942
兵庫県(神戸市含)	220	460	308	319	291	270	238	358
和歌山県	15	29	23	19	17	23	12	8
鳥取県	69	69	62	51	16	41	27	109
徳島県	18	71	53	36	46	24	17	26
京都市	※京都府(こ含まれる	_	-	_	_	_	_
大阪市	※大阪府(こ含まれる	_	-	_	_	_	_
堺市	74	235	205	275	312	282	88	67
神戸市	171	199	154	129	213	63	47	272
計	1,492	3,626	2,792	3,469	2,827	2,210	1,729	1,833
奈良県	135	92	98	86	129	40	21	164(暫定値)

2. 帰国者・接触者外来等設置箇所数・医療機関向け相談体制 (9月15日現在)

府県市名	帰国者・持	接触者外来等箇所数 うち地域外来・ 検査センター	医療機関向け受診・ 検査相談センター
滋賀県	24	8	1
京都府	49	3	1
大阪府	127	39	1
兵庫県	70	2	
和歌山県	62	1	
鳥取県	21	3	1
徳島県	17	2	1
京都市	(18)		
大阪市	(12)		
堺市	(8)		
神戸市	(11)		1
計	370	58	6

(参考)

奈良県	20	3	1

注1:次の府県では、上記以外に、かかりつけ医においてPCR検査等を実施

京都府: 280ヶ所 大阪府: 266ヶ所 奈良県: 80ヶ所 徳島県: 290ヶ所

注2: 奈良県 「PCRファックス依頼」の運用=診療を行った医師が感染の疑いを判断したもの

全てを検査対象として、ファックスにより医師からの検査依頼を受け付けている。

3. 入院可能病院数等

(9月11日現在)

府県名	入院可能 病院数 (機関)	うち感染症指 定医療機関 (機関)	受入可能 病床数計 (床)	うち感染症 病床数(床)
滋賀県	14	7	218	34
京都府	30	7	515	38
大阪府	70	6	1,282	78
兵庫県	50	9	663	54
和歌山県	20	7	216	32
鳥取県	17	4	313	12
徳島県	12	4	200	20
計	213	44	3,407	268
(参考)				
奈良県	11	5	467	24

4. 都道府県調整本部の設置

(9月15日現在)

府県市名	設置日	量日 名称		体制
ביויאנוו		構成員人数・職種		統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセン ター	24時間体制 ル)	制(一部オンコー
//// // // // // // // // // // // // /		: 県健康医療福祉部理事		6名
	災害コーデ	ィネーター(統括DMAT含む)27名、行政		til / \$17-15-7
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体	制(一部オンコー
大部府 		ーディネーター:京都府保健医療対策監	1	1名前後/日
	統括DMAT、	感染症指定等医療機関、行政職員 大阪府新型コロナウイルス調整本部(大	つんは 日日 / 十七	
	R2.4.1	人阪府和空コロアワイルス調金本部(人 阪府入院フォローアップセンター)	24時间体	前(一部オンコー
大阪府	本部長(セ	ンター長):医療監、他部内職員で構成	1	災害医療コーディネー ター2名(内、統括DMAT 1名)
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネート センター	ル)	制(一部オンコー
天/华乐	新型コロナ! 師・事務職!	フイルス感染症対策本部の医療体制班内に 員等)	設置(看護	災害医療コーディ ネーター1名
红面板山山田	R2.2.14	和歌山県入退院調整本部		
和歌山県		技監(医師)、感染症指定医療機関医師、 課職員、医療担当課職員	各保健所長	
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター		圏を超える入院調整 よった段階から対応
局 以宗		:県福祉保健部健康医療局長 症専門医師3名(各医療圏)	1	4名
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症 入院調整本部	24時間体制	制
心四东		院局副局長兼保健福祉部副部長(医師) 調整Co.): 県医師会及び県内医療機関の医	師7名	5名

(参考)

		奈良県新型コロナウイルス感染症対策本	24時間体制	(特に調整困難な
奈良県	R2.4.24	部 入退院調整班	場合に対応)	
示区乐	班長:医療	改策局長(医師)、副班長:健康推進課参	事 (医	1名
	師)、看護師	师1名、行政職員2名		14

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の 患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

5. 医療機関以外の受入体制

奈良県

[公開]

(9月15日現在)

J. 区凉风风	メバリ又八	החוידא	[五冊] (サカエコロ坑柱)
府県市名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	2	271	県内のホテルを確保し軽症者等を受け入れ実施中。
京都府	2	338	府内のホテルを確保。その他の民間宿泊施設については 感染拡大状況をみながら調整。
大阪府	4	1,517	ホテル4施設1517室
兵庫県	5	698	県内の民間宿泊施設を運用。
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	3	340	県内の民間ホテルを確保
徳島県	1	150	県内のホテルを確保。そのほか旅館、リタイヤインフラを活用する方向で調整中
計	18	3,451	
(参考)			

108 県内のホテル(108室)を確保

6. 帰国者・接触者相談センターの設置状況

(9月15日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
V4 70.0	2	・県庁及び大津市保健所(土日祝日を含む24時間対応)
滋賀県	2	※外来調整は7保健所で実施
京都府	8	・府庁 (土日祝日を含む24時間対応)
N/ABN/J	0	・7 保健所(平日8時30分~17時15分)
→ RE r=	16	・9保健所、中核市7保健所
大阪府	10	(土日祝日を含む24時間対応)
兵庫県	17	・12保健所(平日9時~17時30分)中核市4保健所
	17	・県庁専用ダイヤル(24時間対応)
和歌山県	9	・8 保健所 (支所含む)
		・和歌山市保健所(平日9:00~17:45)
鳥取県	2	・2 保健所、鳥取市1 保健所
	3	(土日祝日を含む24時間対応)
徳島県	6	・6保健所(土日祝日を含む24時間対応)
京都市	1	・1 保健所(土日祝日を含む24時間対応)
大阪市	1	・1保健所(土日祝日を含む24時間対応)
堺市	1	・1 保健所(土日祝日を含む24時間対応)
神戸市	1	・1 保健所(土日祝日を含む24時間対応)
計	65	

(参考)

 奈良県	6	・県庁	(土日祝日を含む24時間対応)
示区乐	Ö	・4保健所、	奈良市保健所(平日8時30分~17時15分)

7. 一般相談窓口の設置状況

(9月15日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁(平日・土日祝 8 時30分〜17時15分) ・大津市保健所(平日 8 時40分〜17時25分)
京都府	8	・府庁 (土日祝日を含む24時間対応)・7保健所(平日8時30分~17時15分)
大阪府	1	・府庁(9時~18時(土日祝日を含む))
兵庫県	5	・県庁専用ダイヤル(24時間対応) ・中核市4保健所
和歌山県	2	・県庁(9時〜21時(土日祝日を含む)) ・和歌山市保健所(平日9時〜17時45分)
鳥取県	4	・県庁(平日 8 時30分~17時15分) ・3 保健所(土日祝日を含む24時間対応)
徳島県	1	・県庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)
京都市	1	・専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)
大阪市	25	・大阪市保健所(平日9時~17時30分)・24区保健福祉センター(平日9時~17時30分)
堺市	1	・本庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)
神戸市	1	・本庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)
計	51	
(参考)		・県庁(土日祝日を含む 8時30分~17時15分)
奈良県	6	・4保健所、奈良市保健所(平日8時30分~17時15分)

全国知事会緊急提言等

- ① 全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部コメント 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を受けて(8/28)
- ② 新型コロナウイルス対策検証・戦略WT報告書(8/31)
- ③ 地方創生の推進について (9/8)
- ④ 自由民主党総裁選挙立候補者に対する提言〔概要版〕・〔一部抜粋〕(9/8)
- ⑤ 自由民主党総裁選挙立候補者に対する提言への回答について(9/11)

(1)

「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を受けて

本日、安倍総理が発表した「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」は、全国民に行き渡るワクチンの確保、重症化リスクの高い人への重点化、高齢者施設も含めた検査体制の充実、安定的な医療経営のためのさらなる支援、予備費の充当など、これまでの全国知事会の提言を踏まえたものであり、新型コロナウイルス感染拡大の「次なる波」に備えていく政府の決意が示されたもので、評価したい。

しかしながら、感染症法に基づく指定感染症に対する措置のあり方を見直すことについては、 仮に入院勧告や医療費負担、積極的疫学調査等の適用が一律になくなることになれば、各都道 府県が総力をあげて感染拡大を食い止めているという実情に鑑み、新型コロナウイルス封じ込 めに支障を来すことになるものであり、大都市部と地方部など地域により感染状況や保健所・ 医療提供体制に違いがあることを踏まえ、地方の意見を十分に聴き、地域ごとに異なる運用を 可能とするなど、実態に即した慎重な検討を行っていただくよう強く求める。

引き続き、全国知事会としても、安倍総理が全身全霊で取り組んだ新型コロナウイルスという国難を克服すべく、国と心を一つに緊密な連携を図り、全力を傾注していく決意である。

令和2年8月28日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長徳島県知事飯泉嘉門本部長代行・副本部長鳥取県知事平井伸治副本部長京都府知事西脇隆俊副本部長神奈川県知事黒岩祐治

新型コロナウイルス対策検証・戦略WT 報告書

令和2年8月

全国知事会

目 次

[a Lα)[- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ı
1. 基本的な方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 地域の感染ルートについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 全国におけるクラスター感染の発生状況と対応 ・・・・・	2
4. 保健所の体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5. PCR検査等の検査体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6. 医療提供体制の確保、医療機関への経営支援・・・・・・・	6
7. 都道府県間の広域連携、市町村等他機関との連携 ・・・・	8
8. 水際対策等、国と連携した対策の展開・・・・・・・ 1	10
9. 特措法に基づく外出自粛・休業要請等の運用基準や法的な	
枠組みの在り方 ・・・・・・・・・・・・・ 1	10
10. 業種別ガイドラインの定着・運用をはじめとした新しい	
生活様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1 1. 新型コロナウイルス感染症を前提とした医療・保健・福祉	
施策の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	12
1 2. 季節性インフルエンザの流行への対応及びワクチン接種	
	12
13. 偏見・差別やデマ等への対策 ・・・・・・・・ 1	13
おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	14
参考資料	

はじめに

全国知事会では、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に対処するため、本年1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置、その後の感染拡大を受けて、2月25日には全都道府県が参加した「新型コロナウイルス緊急対策本部」を設置し、累次にわたり対策本部会議を開催するとともに、国との意見交換や緊急の提言を行ってきた。

その後、4月7日には7都道府県で新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特別措置法」という。)に基づく緊急事態宣言が発出され、4月16日には対象が全国に拡大されたが、5月25日に全面解除されたところである。

こうした状況のもと、6月4日に開催された全国知事会議において、「コロナを乗り越える日本再生宣言」が採択され、それまでの感染拡大防止の対応を検証し、次の感染拡大の波に備える有効な検査体制・医療提供体制を構築するため、ワーキングチームを設置し、各都道府県の取組を全国で共有するとともに、今後の取組を検討することとされた。

本報告書は、こうして設置された「新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチーム(以下「WT」という。)」において検討を行った項目について、これまでの対策やその課題を整理するとともに、今後必要となる取組や国へ要望すべき事項をとりまとめたものである。その際、全都道府県にアンケート調査を行った結果を反映させるとともに、WTの幹事をお願いした都道府県の取組状況について参考資料として掲載している。今後、各都道府県において新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たり、参考となれば幸いである。

|1. 基本的な方向性 |

新型コロナウイルス感染症については、感染者のうち他人に感染させるのは一部に限られることから、地域や時期によって感染状況が大きく異なるという特徴がある。すなわち、大都市部では、ひとたび感染が広がると、一定の期間は感染者数が増大した状態が続くのに対し、地方部では、比較的感染が落ち着いている状態の団体がある一方で、クラスターの発生等を通じて感染が短期間に急速に拡大することもある。

また、検査体制や医療提供体制の検討にあたっても、複数の中核的な医療機関や民間検査機関が存在する大都市部と、中核的な医療機関が大学病院や県立病院に限られ、 検査も地方衛生研究所が中心となる地方部では事情が異なる。

こうした差異を反映し、本WTにおいて各都道府県の取組を議論する中でも、大きく分類すると、医療提供体制の状況を重視して医療機関の役割分担により対処しようとする大都市型のアプローチと、比較的感染が落ち着いている段階では感染者の関係者に対して幅広くPCR検査等を行い感染が拡大しないよう囲い込みを図る一方で、地域の中核病院を中心にクラスターの発生等に備えるという地方型のアプローチが見られたところである。(なお、この分類は各都道府県の取組の特徴を大きく2つに分類したものであり、実際にはこれらの双方を取り入れた取組を行っている例、都道府県内の地域によって大都市型と地方型の双方の取組をそれぞれ行っている例もあることに留意する必要がある。)

今後の感染の波に備えるため、各都道府県において検査体制や医療提供体制を検討するに当たっては、必ずしも全国一律の取組ではなく、このような地域による状況の差を考慮したアプローチをとることが適当と考えられる。また、国においても、こうした状況を踏まえて、各都道府県が地域の実情に応じた対策を講じることができるよう、必要な支援を行うことを要望したい。

2. 地域の感染ルートについて

新型コロナウイルス感染症の陽性患者について地方部を中心に感染ルートを追える地域においては、

- ■感染がまん延している外国からの帰国又は外国からの訪問客との接触
- ・感染がまん延している地域への出張・通勤や旅行・イベント参加等又は当該地域からの帰省

等により地域に入ってきた新型コロナウイルスが、

- ▪職場や家庭
- 会食(特に接待を伴う飲食)や集会等

を通じて地域に広がるというケースが見られる。

この点について、感染経路不明者が多数生じた大阪府における分析では、感染拡大の収束につながった取組として、「水際対策による海外由来の感染拡大の検出」、「府民の行動変容(外出自粛・手洗いの徹底・マスクの着用)」、「保健所による積極的疫学調査の徹底(感染経路不明者の濃厚接触者を特定し、3次感染、4次感染を防止)」の3つが仮説として指摘されている。地域の外からの流入と、地域の中での拡大を防ぐことが重要と考えられる。

特に、インフルエンザでは1人の患者が複数名に感染させるのに対して、新型コロナウイルスは約8割の感染者は他の人に感染させず、残りの約2割の感染者が他の人に感染させるが、稀に多くの人に感染させる感染者が発生し、このため、クラスター感染(集団感染)が発生するとされている(「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月29日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議))。

このため、クラスター感染が発生したか否かで、各都道府県における患者数が大きく異なる。また、クラスターの連鎖は大規模な感染拡大につながることから、クラスター対策の発生予防や発生時の早期対処は、引き続き重要な課題であると考えられる。こうした観点から、これまでクラスターが多く発生した施設の分析を行う。

3. 全国におけるクラスター感染の発生状況と対応

6月19日時点で各都道府県に照会をしたところ、特定の1か所で5人以上の感染者が発生した事例は、全国で238件となっている。

施設区分別にみると、病院、診療所等の医療機関が84件(35.3%)、高齢者福祉施設や障がい者施設等の社会福祉施設が62件(26.1%)、キャバレー、ナイトクラブ、バー等の接待を伴う飲食店が41件(17.2%)となっており、これら3つの区分で約8割を占めている。

このほか、企業・事業所、スポーツジム・運動教室、ライブハウスなどでもクラス

ターが発生した事例が生じている。

こうしたクラスターが発生し、拡大した理由について、施設ごとに分析をすると概ね下記のとおりである。

(1) クラスター発生・拡大の理由

ア 医療機関

- ■原疾患による発熱や、無症状、偽陰性による感染者の発見の遅れ
- 入院(入所)患者等の陰性を確認しないままの転院・退院や転棟(個室への移動を除く)
- ・通常の看護ケアやリハビリ時の手指衛生や、吸引措置・食事介助の際の目の防護等の、感染予防策の不徹底
- 個人防護具(PPE)等の資材の不足
- 通常診療の継続(CTや血液検査の実施)による感染者との接触機会の増
- 動線の交差、リハビリの実施等による病棟をまたいだ患者・スタッフの移動
- トイレや更衣室、休憩室、仮眠室、食堂等における職員同士の感染
- スタッフ不足等を背景とした体調不良の職員の勤務継続

イ 社会福祉施設

- 発熱者発生時の保健所等への連絡の遅れ
- デイケア等の通いの利用者や面会者からの感染
- 移乗、食事・入浴介助等の介護ケアにおける密着機会の多さ
- 認知機能が低下した入所者によるマスク・手洗い等の感染予防策の困難さ
- 施設内のゾーニング、感染者と未感染者の区分けの不徹底
- 個人防護具(PPE)等の資材の不足や使いまわし等の不適切な使用
- 職員の感染によるスタッフ不足から生じる不十分な介護
- クラスターの発生施設名を非公表としたことによる施設間の情報共有の不足

ウ 接待を伴う飲食店等

- 狭い店内や換気が難しい構造等、三密が生じやすい環境
- マスク着用等の感染予防策の不徹底
- 患者発生時における疫学調査の困難さ 等

こうしたクラスター発生・拡大の要因を考慮すると、今後、クラスター対策として 下記の対策を適切に講じることが必要と考えられる。

(2) クラスター対策として必要な事項

ア 医療機関、社会福祉施設等の施設

(事前の体制整備)

- ケア時の感染予防対策に係るガイドラインの作成
- 感染症対応リーダーの育成、個人防護具の着用等の感染予防策や発生時の対応等について事前の職員研修や訓練の実施
- 職員の感染を想定した外部からの人員派遣体制の構築
- 社会福祉施設での患者発生に備えた医療提供体制の整備(入院する場合だけでな く施設内で療養する場合も含む)

(標準予防策の徹底)

- 患者に接触する前後の手指衛生の徹底
- 個人防護具(PPE)の適切な着用や廃棄の徹底
- サージカルマスクや消毒用アルコール等の十分な供給
- 職員の健康管理の徹底(発熱等の症状が見られる職員は出勤させない)
- 換気設備の整備、清掃など適切な維持管理 (職員間の感染対策)
- 休憩室や更衣室も含め、マスクの常時着用
- 仮眠室等の共有の設備の清掃、消毒 (感染者の発見)
- 発熱や呼吸器症状等、感染の疑いがある場合の問診・検査の徹底
- 検査結果が陰性の場合の偽陰性の可能性の検討、疑似症対応の継続 (患者発生時の対応)
- 早期の報告、支援チームの早期介入による感染管理
- 濃厚接触者をはじめ幅広い関係者に対する検査の早期実施
- ・ゾーニングや動線確保の徹底(職員がPPEフリーで休めるスペースも必要)
- ・病棟の移動、転院・退院の制限
- 施設間・職員間の情報共有や職員のメンタルヘルスケア
- 発生施設・職員に対する誹謗中傷の防止

イ 接待を伴う飲食店

- 感染防止ガイドラインの徹底
- 換気等の施設の改修
- 発生時の店名公表、利用者への相談・受検の呼びかけ等のルール化
- 接触確認アプリの活用やQRコード等を活用した利用者への濃厚接触者通知システムの整備

なお、高齢者や障がい者の入所施設では、クラスターの発生のリスクに加えて、入所者の重症化リスクが高い一方で、認知症や障がい特性により環境変化を避けるため入院ではなく施設での療養を行う必要がある等、クラスター発生時の対応には非常に困難が伴うところである。このため、クラスター発生時の支援チームの早期介入や応援職員の派遣について、事前に関係団体との調整を進めておくことが重要である。

こうした点を踏まえ、国においても、専門的な支援体制を拡充するとともに、広域的な応援職員の派遣体制について関係者の全国団体と調整するなど、制度的な支援を進める必要がある。特に、障がい者の施設については、介護施設に比べて小規模な施設が多く、また、障がいの種別や特性の違いを考慮すると都道府県レベルでの応援体制の構築が難しい地域も多いことから、広域的な枠組みが必要であると考えられる。

|4. 保健所の体制の強化|

新型コロナウイルス感染症対策において、保健所は、「帰国者・接触者相談センター」による電話相談を受け、疑い例の受診を調整するとともに、検体の搬送、陽性患者の入院医療機関の調整、積極的疫学調査など、新型コロナウイルス感染症対策の中

核業務を担っている。このため、3~5月の感染の波の際には、保健所の業務が大幅に増加し、「帰国者・接触者相談センター」の電話がなかなかつながらないという事例も全国各地で生じたほか、特にクラスターが発生した際には多忙を極め、職員の負担が過重になるとともに、通常業務も含めて多くの業務が滞る事態が生じた。特に、電話相談の殺到により、本来、専門職である保健師等が行うべき積極的疫学調査に支障が生じたとの声が多く寄せられた。

このため、各都道府県では、他部門からの応援、OB・OG保健師や非常勤職員の配置、電話回線の増設などによる保健所体制の強化を図るとともに、総合相談窓口等の設置や、帰国者・接触者相談センター業務の医師会・医療機関等への委託などによる保健所業務の負担軽減の取組を進めてきた。また、こうした取組と並行して、市が設置する保健所に職員を派遣する等の取組を行った都道府県もある。しかし、応援派遣や外部委託では対応が困難な積極的疫学調査など専門性を必要とする業務が多いことや、業務のICT化が進んでおらず情報の集約に課題があること、発熱等に関連しない様々な相談や苦情等が保健所に寄せられる等の課題も指摘されている。

こうしたことから、今後も引き続き、看護資格保有者等の活用による体制の強化や、 相談・検体搬送等の業務の外部委託の更なる活用、業務のICT化やSNSの活用に よる業務の効率化などに取り組む必要がある。

また、複数のクラスターが発生した場合など感染が急速に拡大した地域の保健所の業務を支援するため、各都道府県内での応援では対処できない事態に備えて、都道府県や指定都市・中核市・保健所設置市に加えて保健所を有しない市町村や医療機関、看護協会等の関係者の協力も得て、大規模災害時における応援職員の派遣のような仕組みを構築するとともに、職員の研修、図上・実働の訓練の実施、受援計画の策定を行うなど、事前の準備を行っておく必要がある。なお、こうした応援体制は、積極的疫学調査等の業務に従事する職員だけでなく、マネジメント支援を担当する職員についても構築する必要がある。

さらに、今後の課題としては、新型コロナウイルス感染症以外の感染症の発生も見据え、中長期的に保健師の増員を図るとともに、ICT化の推進や上記の保健所業務に係る相互応援を円滑に行う観点から、保健所業務の標準化に取り組む必要もある。国においては、こうした取組を促進するため全国的な統一基準の提示に加え、財政支援の充実、積極的疫学調査等の保健所が担う感染拡大防止対策への助言やクラスター班の派遣による業務支援、保健師等の人材育成、保健所業務の共通マニュアルの作成等に取り組む必要がある。

|5. PCR検査等の検査体制の構築 |

3~5月の感染の波の際には、前述のとおり「帰国者・接触者相談センター」に相談が殺到して電話がつながらない事態が生じたほか、「帰国者・接触者外来」における診察・検体採取、地方衛生研究所におけるPCR検査の実施にも時間を要し、必要な方が迅速に検査を受けることができない状態が生じた。

このため、各都道府県では、保健所体制の強化に加え、「帰国者・接触者外来」の増設、ドライブスルー・ウォークスルー方式の導入や、医師会等と連携した「地域外来・

検査センター」(PCR検査センター)の設置、検査機器の増設や担当職員の増員などに取り組んできた。また、国においても、検査の保険適用や、鼻咽頭拭い液によるPCR検査に加えて唾液を用いた検査や抗原検査の導入が進められた。このような状況を受けて、特に都市部の団体では、PCR検査センターや医療機関における検査が広がりつつある一方、地方部の団体では、民間検査機関の立地が限定的で結果の判明に時間を要すること等もあり、地方衛生研究所の体制強化により対応をしている例が多くみられる。

他方で、検査機器・試薬の不足、検体処理を行うことができる人材の確保や研修等の人材育成の時間の確保が困難、医療機関での検査における契約等の処理、PCR検査と抗原検査の使い分け等に課題があるとの指摘もある。

また、症状のある者や感染者の濃厚接触者に加えて、感染が拡大していると考えられる地域や業種での一斉検査や、感染拡大を早期に封じ込めるための濃厚接触者以外の関係者等への幅広い検査、施設内感染を防ぐための医療・介護等の従事者への検査、公益性の高い被災地への応援職員・ボランティアへの検査など、PCR検査等については引き続き戦略的に拡大していく必要があると考えられる。さらに、大規模なクラスターの発生時や冬場の季節性インフルエンザ流行時の対応等についても、考慮する必要がある。

このため、必要な者が迅速に検査を受けられるよう、今後も引き続き大学や医療機関、医師会、市町村等との連携による検査体制の拡充を図るとともに、検査機器の導入支援、検査に携わる人材の育成を図る必要がある。また、SmartAmp 法や抗原検査など迅速に結果が判明する手法も含めた効率的な検査実施体制について検討する必要がある。

国においては、必要な検査数や検査体制の目標を明示し、各都道府県の取組に係る 財政支援を充実するとともに、試薬・検査キットや検査機器等の安定供給体制の確保、 民間検査機関の全国展開の働きかけ、検体採取時の医療従事者の感染リスクを低減さ せるための唾液を用いた迅速抗原キットなど新たな検査方法の開発、さらには円滑な 検査の実施に向け、多様化する検査手法も含めて国民への丁寧な説明に取り組むよう 要望する。なお、費用負担の在り方については、検査体制の拡充に応じて一定の個人 負担も検討を行う必要があるという意見がある一方、国民の不安感が社会経済活動の 大きな障害になっており、負担軽減により希望する者が誰でも検査を受けることが可 能となる体制が必要との意見もあった。

|6. 医療提供体制の確保、医療機関への経営支援 |

3~5月の感染の波の際には、全国的にサージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド等の個人防護具が不足し、多くの医療機関で院内感染のリスクに晒されながらの診療等を行わざるを得ない状況に陥った。

また、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるためには、専用病床やそのためのスタッフを確保するとともに、施設内のゾーニングや患者・スタッフの動線確保などの対応を行う必要がある。こうした対応には医療機関に大きな負荷がかかり、各都道府県では重点医療機関・協力医療機関の確保に苦慮するとともに、保健所による入院先の調整に要する時間も長期化し、自宅や福祉施設内での療養を余儀なくされる

ケースも多発した。

このため、各都道府県では国と連携して医療機関に医療資機材を供給するとともに、 医師会や看護協会等とも連携して人材の確保に取り組んできた。また、国の交付金の 活用による医療機器の整備等の支援を通じて、公立・公的病院に加えて大学病院や民 間病院の協力も得て、重点医療機関・協力医療機関の確保に取り組んできた。また、 無症状者や軽症者については宿泊施設を借り上げ、医療機関ではなく宿泊施設で療養 できるようにしてきた。

他方で、医療機関においては、ECMO・人工呼吸器や感染管理に習熟した人材の確保、新型コロナウイルス感染症の患者数の増減に応じた専用病床と一般病床の切り替えの判断、医療従事者への差別や偏見等の事例などに苦慮しているとの声が寄せられている。特に地方部の県からは、小規模な病院が多く、専用病床を病棟単位で確保することが困難で重点医療機関の指定が進まないとの声がある。また、宿泊療養施設においても、運営スタッフの確保、患者数の動向に応じた確保すべき室数の調整、風評被害の懸念や近隣住民への説明に苦慮しているとの声が寄せられている。

また、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関では、空床確保や一般の入院患者や外来患者の受入制限などにより減収が生じ、経営が悪化しているほか、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていない医療機関においても、受診控え等による減収が生じている。

さらに、新型コロナウイルスの感染への恐れから、救急・搬送の受入れ困難事例が 生じたほか、周産期、小児、障がい児者、がん患者・透析患者や外国人などの特別な 配慮が必要な患者への対応も必要となっている。

こうした医療提供体制の確保については、都市部と地方部で異なるアプローチが必要であると考えられる。すなわち、都市部にあっては、一定の範囲に複数の中核的な病院が立地する利点を生かし、「コロナ専用病院」の設置も含めて病院間の役割分担により地域の医療提供体制を構築することが考えられる。この場合、保健所が中心となって定期的に病院間の情報共有を図る仕組みを構築し、病院長同士が顔の見える関係となり患者動向に応じて柔軟に役割分担の見直しを行うことが重要である。

他方で、地方部にあっては、大学病院や県立病院等の中核的な医療機関が、新型コロナウイルス感染症の患者から高度医療が必要な様々な患者まで一手に引き受けざるを得ないケースも多く、この場合は、こうした中核的な医療機関において院内感染を防ぐ取組を徹底するとともに、資源の集中的な支援を行う必要がある。

また、いずれの場合であっても、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるためには、単に専用病床を確保するだけでなく、その運営に当たる高度な技能を有する人材と、個人防護具をはじめとした医療資機材が必要となる。医療従事者に対する処遇改善や宿泊施設の確保等の負担軽減の取組に加えて、事前の研修等を通じた人材育成の取組、さらには医療資機材の備蓄や安定供給体制の構築が重要であると考えられる。

さらに、こうした準備を行っていたとしても、感染が急速に拡大した地域では医療 提供体制がひっ迫し、また医療機関においても院内感染や濃厚接触等により業務に従 事できない職員が多数生じ、通常の医療提供体制を確保できなくなることも想定され ることから、他地域の医療機関での患者受入れや、他地域からの医療従事者の応援体 制を構築する必要がある。この点に関しては、7~8月にかけて急速な感染拡大に見 舞われた沖縄県からの派遣要請を受けて、全国知事会の調整により各都道府県から看 護師の派遣を行ったところであり、この取組が参考になるものと考えられる。

国においては、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方 の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡 充、公立病院に対する財政支援など、医療機関の経営支援策を早急に実現するととも に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、医療資機材の確保に 係る備蓄経費や患者受入体制整備を目的とした病院改修等に加え、従来の病棟を単位 とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用をはじめ、入院医療機関に対する運営 経費支援を対象とするなど、都道府県の判断で地域の実情に応じて柔軟に幅広く活用 できるように改善していただきたい。また、専用病床や宿泊療養施設の確保を計画的 に行うことができるよう、早期の交付決定や今後の予算措置も必要である。さらに、 医療従事者慰労金については、6月30日までを対象期間としているが、新たな感染 拡大が発生していること、秋冬に向けてさらに病床を確保する必要もあることから、 対象期間を延長する等の対応も必要である。加えて、G-MISの改善、対象拡充に よる医療資機材の供給円滑化や安定供給体制の構築、医師・看護師確保対策の強化や オンライン診療の評価・検証を踏まえた推進等の取組を進めていただく必要がある。 また、今後も新型コロナウイルス感染症以外の感染症が多発することも考えられる ことから、こうした状況も踏まえた医師・看護師確保対策の強化、とりわけ感染症専 門医、感染管理看護師や実地疫学専門家等の専門的な人材の育成・確保に取り組む必 要がある。

7. 都道府県間の広域連携、市町村等他機関との連携

(都道府県間の広域連携について)

新型コロナウイルス感染症については、地域医療の体制が都道府県単位で構築されていることに加えて、特別措置法において都道府県知事が様々な措置を講じることとされていることなどから、各都道府県が中心となって対策を実施してきたところである。

こうした中で、特に通動・通学など都道府県境を越える広域的な人の動きが多く見られる大都市圏をはじめ、各地で各都道府県が連携して住民へのメッセージを発する取組が行われたところである。

他方で、各都道府県からは、都道府県境をまたぐ濃厚接触者や施設の調査、他団体で検査を受けた住民の対応で情報共有が円滑に進まないという声が寄せられている。

各都道府県においては、現時点でも担当者同士のやり取りをしながら積極的疫学調査等の業務を進めているところであるが、明確なルールが存在しないことから、団体によって対応が異なるという事例も見られる。また、事前の広域支援の協定に基づき、クラスター発生時のPCR検査の実施に当たって他府県から協力を得た事例や、ECMOの機器やこれに習熟した人材の確保が困難であることを踏まえ、重症患者向けの病床を広域利用する取組もあるが、重症患者の搬送に関して、隣県の大学病院等の方が近い場合でも具体的な手順が定まっていないという指摘もある。

このため、都道府県間の情報共有について明確なルールを作成し、新型コロナウイルス感染症対策を行うために必要な情報共有を円滑に行えるようにする必要がある

とともに、特に各都道府県間の調整にあたっては、感染者情報の公開に係る取扱いに 労力を要することから、国においては情報公開の統一的なルールの策定を検討する必 要がある。

また、すでに各分野で記述したように、感染が急速に拡大した地域に対して、保健 所の職員や医療・介護の従事者等の応援派遣を広域的に行う体制を構築する必要があ る。

(市町村等との連携について)

新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、前述のとおり特別措置法では都道府 県知事がさまざまな措置を講じることとされている一方、感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)においては、様々な措置 は都道府県、指定都市、中核市及び保健所設置市がそれぞれ講じることとされている。

このため、特に指定都市、中核市及び保健所設置市を有する都道府県においては、対策を講じる際の前提となる感染状況等の情報が十分得られないという事態も生じた。また、クラスター発生時の積極的疫学調査等、患者の行動歴などの個人情報も含めて情報共有を図る必要がある際に対応が遅れたという指摘も寄せられている。さらに、医療提供体制や宿泊療養施設の運営を巡って都道府県と市の間で方針の差異があった、都道府県間の場合と同様に患者の搬送の際に情報共有に課題があった等の声も見られる。

クラスターの発生時等の感染拡大時に迅速に対応するためには、特別措置法上の権限を有する都道府県と実際の感染症対策を担う保健所とが一体的な運用をすることが重要であり、こうした課題に対して、各都道府県では市の保健所にリエゾンを派遣したり、情報管理センターの設置やクラウドシステムの活用により情報の一元管理を行う、都道府県と保健所を所掌する市との合同対策本部や調査チームを設置する等の取組が行われている。他方で、こうした取組を行ってもなお調整に苦慮したとの指摘もあり、国においては、特別措置法と感染症法の関係を整理するなど制度的な対応を行うとともに、各都道府県においても、他団体の好事例を参考にして市の保健所との連携を強化する必要がある。また、国が整備したHERISYSの活用を促進することで、都道府県と指定都市、中核市及び保健所設置市との情報共有を図ることとしているとの声もあり、国においては、HERISYSの使い勝手の改善等、その有効活用に向けた課題の解決に引き続き取り組んでいただきたい。

また、都道府県の保健所の管内にある保健所を有しない市町村から、住民に一番近いところにいる基礎的自治体として、詳細な患者情報の提供を求められる事例が見られ、個人情報保護との兼ね合いで対応に苦慮しているとの声が見られた。特に、災害の発生時には、避難所で別室の確保等の対応をするため、市町村としても自宅待機中の濃厚接触者や自宅療養中の患者についての情報が必要となる。

このため、各団体の個人情報保護条例に従って、本人の同意を得たり、事前に覚書を締結して責任者や共有範囲をあらかじめ定めた上で業務遂行に必要な情報として、 あるいは生命、身体等の保護のため緊急の必要があるとして、市町村に情報提供をする等の対応が考えられる。

8. 水際対策等、国と連携した対策の展開

政府においては、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、 水際対策として、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェックや健康観察等の検疫の 強化、査証の制限等の措置を実施している。

他方で、各都道府県からは、国際航空便の離発着を扱う各空港における空港検疫等の措置が不十分であり、「帰国者が自家用車やレンタカー等を使用して検査結果が判明する前に帰宅する」、「船を自宅として取り扱った結果、貨物船の交代要員として入国した船員が空港周辺での待機をせずに移動を開始した後で陽性が判明した」、「空港周辺で停留する施設が十分確保されていない」、「移動先の都道府県に対して十分な情報提供がなされていない」といった声が寄せられており、実際にこうした状況から入国者以外にも感染が拡大した事例も見られる。(なお、この点について、政府に対する要請を行った結果、検査結果判明前の待機施設への停留、帰国者情報の円滑な提供等の改善が図られた事例もある。)

また、保健所が帰国者への健康観察(フォローアップ)を担っているが、言語や文化の違いによるコミュニケーションの壁に加え、電話連絡が使えない等(検疫所から送付される連絡先の電話番号が使用されていない)、対応に苦慮しているケースが見られ、職員の大きな負担となっているとの指摘や、検疫所が独自に病院を確保しているため、地域の医療提供体制との調整が十分に行われていないとの指摘もある。

このため、国においては、検疫所における検査体制の拡充や多言語かつ分かりやすい表現による感染防止対策の徹底の啓発、空港周辺における一時待機施設の確保及び検査結果判明までの待機の徹底、地元自治体に過度な負担が生じないようにとの十分な調整による医療機関等の陽性者の受け入れ先の確保、ICTの活用による入国者の行動履歴の把握、都道府県への迅速な情報提供等の取組が必要と考えられる。

|9.特措法に基づく外出自粛・休業要請等の運用基準や法的な枠組みの在り方|

今回の新型コロナウイルスの感染拡大に際して、4月7日に7都府県に対して特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、16日には対象が全国に拡大されたことを受けて、各都道府県は特別措置法に基づく外出自粛や休業の要請を行ったところである。こうした要請については、4月の段階では新型コロナウイルスの実態が十分に判明しておらず、また急速に感染が拡大したこともあり、十分な検討の時間がない状態で、全域で外出自粛の要請が出されるとともに、休業要請についても多くの都道府県で広範な業種に対して行われたことから、地域経済や住民生活への影響も大きかったと指摘されている。こうした要請については、休業要請の対象施設を感染拡大防止に実効性があるものに限定するなど、私権の制限が必要最小限となるようにすべきと考えられる。

また、特別措置法には休業要請・指示に協力する事業者への支援の枠組みが十分ではなく、多くの都道府県では交付金も活用しつつ、独自に協力金の制度を設けて対応することとなった。また、休業要請・指示にもかかわらず営業を継続する事業者も見られたことから、特別措置法に補償金的な協力金を位置付けたり、罰則の規定を設けたりするなど、実効性を担保する法的措置を求める声が多く寄せられた。こうした実

効性の担保については、特別措置法だけでなく感染症法においても、積極的疫学調査への協力や自宅での療養に関して必要性が指摘されている。

さらに、特別措置法に基づく措置については、各都道府県知事が講じることとされている。この点に関して、感染症法では指定都市や中核市、保健所設置市もそれぞれ必要な措置を講じることとされており情報集約等に苦慮したとの声や、都道府県間で休業要請の対象となる業種を調整するのに苦慮した、結果的に休業要請の対象に差が生じ、都道府県境をまたいだ新たな人の流れを引き起こすこととなった、店舗が休業要請の対象となるか否かで全国チェーン等の事業者において混乱が生じた等の指摘もあった。

加えて、特別措置法の休業対象が新型インフルエンザを想定した人の集まる施設とされているため、ホテル・旅館の客室や観光地の駐車場等の施設が休業要請の対象とされておらず、旅館業法第5条の宿泊拒否の制限の規定もあり、広域的な人の動きを抑制する取組が十分に行えなかったとの意見もあった。

また、休業要請の運用に当たっても、特別措置法第 24 条第 9 項による協力要請と 第 45 条第 2 項による要請の関係が曖昧であった、こうした要請について基本的対処 方針において国への事前協議が必要とされ迅速な対応ができなかった等の意見もあった。

こうした点を踏まえ、すでに各都道府県では、感染拡大の傾向を受けて、迅速に、対象の業種や地域を限定したピンポイントの休業の協力要請を行う事例も見られるところであり、また国においても特別措置法第 24 条第 9 項による協力要請を個別の店舗に対して行うことができるとの見解が示されるなど、4 月の経験を踏まえた対応が図られているところである。しかし、今後、特に秋から冬にかけて感染が再度拡大するおそれがあることを踏まえると、特別措置法や感染症法の改正、運用の改善が求められる。

|10.業種別ガイドラインの定着・運用をはじめとした新しい生活様式 |

5月に緊急事態宣言が解除されて以降、感染拡大の防止と社会経済活動の段階的な引上げを両立させる取組が進められているが、この取組は感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの実践が前提とされている。

これを受けて、各都道府県では「新しい生活様式」や業種別ガイドラインについて、 広報誌やメディアの広告、ホームページやSNS等も活用して広報に取り組むととも に、業種別ガイドラインを実践する店舗に対するステッカーの配布等の取組を行って いる。

しかし、「新しい生活様式」については、特に若い世代や高齢者への浸透があまり進んでいないとの声があり、業種別ガイドラインについても、業界団体に加盟していない事業者への周知、取組項目実践の困難さ、店舗の利用者への周知等の課題も指摘されている。また、「新しい生活様式」や業種別ガイドラインの法的な位置付けや科学的な根拠・裏付けが明確でないとの指摘もあり、特に各都道府県ではガイドラインに関する助言・指導を行うだけの十分なノウハウを有していない、ガイドラインを遵守していない事業者への苦情対応が保健所業務の負担となっている等の声も寄せられて

いる。

さらに、劇場、コンサートホール等の大規模イベントの興行をはじめ、各事業者ではガイドラインを遵守することで収入の減少、経費の増大による収益性の悪化が生じており、支援の必要性を指摘する声もある。

このため、各都道府県では引き続き様々な広報媒体を活用して「新しい生活様式」や業種別ガイドラインの周知に努めるとともに、業界団体等の研修や店舗への訪問等を通じた事業者への浸透を図る必要がある。また、接触確認アプリや自治体独自の周知システム等の活用を呼び掛ける取組、ガイドラインを遵守する店舗の利用呼びかけや独自認定制度の創設等、事業者のインセンティブになる取組も必要と考えられる。

また、国においても、全国的な業界団体を通じたガイドラインの浸透状況を把握するとともに、科学的知見を踏まえたガイドラインの改定や見直し、観光等の顧客が広域にわたる業種における全国統一的な認定制度の創設、ガイドライン遵守に伴い業績が悪化する事業者等への経営支援等の取組が必要と考えられる。特に、クラスターが発生した店舗におけるガイドラインの取組状況の把握は、ガイドラインの改定・見直しに必須と考えられることから、こうした情報を収集・集約して分析するとともに、各都道府県や業界団体と情報共有する仕組みの構築を検討していただきたい。

|11.新型コロナウイルス感染症を前提とした医療・保健・福祉施策の在り方|

新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症対策に限らず、医療、保健、福祉施 策の在り方全般について、従来の手法を見直す必要性に迫られている。

例えば、地域医療構想に関して、特に公立・公的病院の病床の在り方や医師・看護師の確保についての議論が進められてきたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、これらの施策については、今後も発生が懸念される感染症対策を反映させたものとする必要がある。

また、外出自粛要請や各種のサロン・教室等の閉鎖を踏まえた高齢者の健康づくりの場の提供やICTを活用した見守り・相談対応、「密」をつくらないがん検診や特定健診等の実施、「新たな日常」の中での健康的な生活習慣の定着などにも取り組む必要がある。

さらに、感染拡大の影響により増加が見込まれる生活困窮者への支援、子ども食堂の休止等の状況を踏まえた子どもたちの居場所や学び、経験の場の確保、加えて豪雨や台風をはじめとした自然災害が頻発する中、避難所における感染予防対策の取組も課題となっている。

こうした取組については、各都道府県において感染症対策と並行して取組に着手してきているところであるが、今後、各都道府県の好事例、先進的事例を共有する等の取組を通じて、地域の創意工夫による取組を全国に広げていく必要があると考えられる。また、国においても、そのための財政支援を充実する必要がある。

|12.季節性インフルエンザの流行への対応及びワクチン接種|

今後、秋・冬の時期を迎え、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと

同時に流行することが懸念されている。このため、各都道府県においては、5. で前述したとおり季節性インフルエンザの流行も見据えた検査体制を構築すべく、関係機関との協議を始めるとともに、医療機関における外来患者の動線の区分など、感染防止の徹底を働きかける必要がある。

国においては、緊急包括支援交付金の対象に施設の改修や設備の工事等を加えるなど、こうした取組に必要な財政支援を行うとともに、季節性インフルエンザについても、検体採取時の医療従事者の感染リスクを低減させるため、唾液を用いた迅速抗原キットなど新たな検査方法の開発を促進する必要がある。また、季節性インフルエンザのワクチン接種希望者が例年以上に増加することが見込まれることから、流通のコントロールも含め必要な量を安定的に供給する体制の構築及びワクチンの優先接種対象者や診療体制に関する方針等の早急な明示、国民に対する周知・啓発が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチンについても、世界中で開発が進められるとともに、国においては、ワクチン接種の優先順位等の検討が進められ、先般、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、高齢者、基礎疾患のある方や、これらの方の新型コロナウイルス感染症の診療を直接行う医療従事者を優先接種の対象とする考え方が示されたところである。これらに加えて、新型コロナウイルス感染症対策の中核業務を担う保健所の職員、さらには、高齢者福祉施設や障がい者施設等の社会福祉施設の職員についても、3. で記載したようにこれらの施設でクラスターが多く発生していること、また感染者が発生した後も施設運営を継続する必要があることなどを踏まえ、ワクチンの優先接種の対象とすべきと考えられる。

13. 偏見・差別やデマ等への対策

3~5月の感染の波以降、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者、その家族に対する誹謗中傷や、医療・介護の従事者をはじめ社会機能の維持に必要な事業を支える、いわゆる「エッセンシャルワーカー」に対する差別的な扱いなどの事例が生じている。また、感染者に対する退院後の医療・介護のサービス提供の確保に困難が生じた事例や、感染者やその関係の企業、立ち寄り先の店舗等を巡り、根拠が不確実な情報が固有名詞も含め、インターネット等で広く拡散されるという事態も見られた。さらに、全国に緊急事態宣言が発せられ、広域的な人の移動を抑制する取組が行われた時期を中心に、他の都道府県ナンバーの車に対する嫌がらせが頻発した地域もあったところである。

こうした人権侵害の事案は、それ自体が許されるものではないことに加えて、積極的疫学調査への協力やPCR検査等の受検などの感染拡大防止の取組への支障、さらには地域や社会の分断・軋轢を生じさせるものであり、看過できないものである。

全国知事会では8月11日に「人権メッセージ」を取りまとめ、私たちが闘う相手は「ウイルス」であって「人間」ではないと呼びかけたところであるが、各都道府県においても、知事のメッセージの発信、広報媒体を通じた住民への呼び掛け、ネットでの誹謗中傷に対するパトロール、相談窓口の設置や訴訟等に備えた画像等の保存、人権侵害の疑いがある事案の法務局への通報など、様々な取組が進められている。

こうした取組は引き続きねばり強く行う必要があるとともに、国においても、国民 向けの啓発や、人権相談の窓口も含めた相談体制の強化、地方公共団体が行う啓発・ 相談等への財政支援、偏見・差別を受けた方への支援を感染症関連の法令に位置付けること等に取り組んでいただく必要がある。

おわりに

本報告書は、3~5月の感染の波に際して、各都道府県が講じた対策やその際に感じた課題を踏まえて検討を進めた結果を取りまとめたものである。他方で、新型コロナウイルス感染症については、本報告書の取りまとめに当たっている8月下旬の時点でも全国的な感染が生じており、新たな類型でのクラスターが発生するなど、その状況は日々動いている。

このため、本WTとしても、引き続き状況をフォローし、必要に応じて各都道府県の対応を集約し、情報共有する必要がある。また、特別措置法や感染症法等の制度的な見直しについては、法改正に向けて具体的な検討を行い、国に対して提案を行っていく必要があるとの意見もあったところである。

本WTの開催及び報告書のとりまとめに当たっては、日本医師会の釜萢常任理事に アドバイザーとして参画いただき、ご助言をいただいた。また、内閣官房・厚生労働 省にもオブザーバーとしてご参画をいただいた。ご多忙の中ご協力をいただいた関係 の皆様に、深く感謝申し上げる次第である。

地方創生の推進について

内閣府におかれましては、全国知事会の意見も踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ地方創生の推進に積極的に取り組まれていることに敬意を表します。

つきましては、以下の項目について、特にご配慮いただきますようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

○ 今後の経済・雇用情勢等を踏まえた追加対策等

- 国においては、今後の感染拡大に備えた検査体制・医療提供体制の強化や感染防止対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢、感染状況等に即して、新型コロナ感染症対策予備費の活用も含め、追加の経済対策を講じるなど、臨機応変に、かつ時期を逸することなく対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心を一つに、全力を傾注すること。
- 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、現時点で 既に、全ての都道府県で臨時交付金の申請・活用見込額が交付限度額を超えてお り、5,000億円程度の不足が見込まれることから、地方の取組みを強力に支 援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾 力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、10 月以降も計画的に事業等に取り組めるよう、速やかに予備費の支出を行い交付金の増額を図るとともに、使途拡充や対象期間の延長を含め今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。また、受診控え等による医療機関等の厳しい経営状況を踏まえ、医療機関や介護・福祉サービス事業所への経営支援を対象とするなど、実情に応じて都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うこと。
- ・ <u>令和3年度以降</u>においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス緊急包括支援交付金」など地方団体が必要となる財源について積極的に措置すること。
- ・ 感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強 い再生を実現するため、ハード・ソフト両面において、リーマン・ショック時を 上回る規模の国交付金を新たに創設するなど、地域経済の活性化や国土強靱化等 に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講じること。

2 地方創生の推進

(1)地方創生・人口減少対策のための財源確保

- <u>「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充・継続</u>し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。
- <u>「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」</u>については、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充など、地方の意見等を十分踏まえ、**更なる拡充やより柔軟な運用**を図ること。

(2) 5 Gをはじめとした I CTインフラ整備への財政的支援等

- ・ <u>デジタル・トランスフォーメーションの基盤となる5Gサービス</u>が、<u>地方を含むエリアで早期に拡大</u>されるとともに、条件不利地域における5GをはじめとしたICTインフラ等の通信基盤が確実に整備され、<u>都市と地方の基盤整備に格差が生じないよう</u>、光ファイバ網整備等に対する国庫補助事業の継続・拡充や自治体負担分が生ずる場合の十分な地方財政措置など、万全の対策を講じること。
- ・ 社会全体のデジタル化を強力に推進していくため「新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策」により拡充された「中小企業経営強化税制」(C類型)について、 期間を延長すること。

(3)「移住・起業支援金制度」の活用促進

・ 地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するため、「移住・ 起業支援金制度」の更なる活用促進に向け、国による周知・広報の一層の充実を 図るとともに、実施状況や地域の実情も踏まえ、更なる制度の拡充や運用の弾力 化等を検討すること。

(4) 人口減少対策等に資する税財政措置の拡充

・ <u>「地方拠点強化税制」</u>については、より実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象として移転に関連する施設(職員住宅・社員寮など)を追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど<u>制度の更なる拡充</u>を検討すること。

令和2年9月8日

全国知事会会長

徳島県知事 飯泉 嘉門

全国知事会 地方創生対策本部 本部長

三重県知事 鈴木 英敬

全国知事会 地方税財政常任委員会 委員長

富山県知事 石井 隆一

由民主党総裁選挙立候補者に対する提言

Ш

べく、以下に記した重要項目の実施が必要不可欠と考えており、これらを党の重 持続可能な新しい日本の創生に向け地方としての役割を果たす 要政策に盛り込んでいただくよう強く申し入れます。 全国知事会は、

新型コロナウイルス感染症対策の強化と地方経済に対する支援

重点

- 新型コロナウイルス感染症対策のための財源の増額や合和3年度以後の措置
- P C R 等検査体制の戦略的拡大のための支援
- 医療機関の安定経営のためのさらなる支援
- 地方の意見を踏まえた感染症法における措置のあり方の見直し
- 国と地方の緊密な連携による感染拡大防止に向けた課題の検討と対策の強化
- 地方と連携した新型コロナウイルス感染症に対する偏見・差別等の排除 **経済再生に向けた対策と地方財政の安定的運営**のための支援 Θ

民主権に基づく地方自治、地方税財

H

軍事

- 地方への権限と財源の移譲をはじめとする**地方分権改革**の推進
 - 地方との実質的な対話・連携による施策の推進
- 国と地方の協議の場における分野別分科会の設置
 - 憲法における地方自治の本旨の明確化と合区解消
 - 安定した地方税財政制度の確立
- 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確実な確保・充実

₩

地方部と大都市部が共に輝く地方創生の実現

ന

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に対する地方の意見の反映
- 地方創生推進交付金」、「地方創生拠点整備交付金」の拡充・継続
 - 5Gの整備加速化及び未来技術を活用したSociety5.0の実装支援
 - 人材育成の核となる地方大学等への支援 \bigcirc
- 地方が行う観光施策支援のための財源措置
- 分散型国土創出のための「地方創生回廊」の早期構築

大規模災害からの早期の復旧・復興と防災・減災対策

4

- 各産業の早期再建に向けた支援体制の構築
- 防災・減災、国土強靱化対策の抜本強化とインフラ老朽化対策の加速
 - 地方自治体の機能喪失時における広域応援・受援体制の構築 拉致問題の解決を始めとした北朝鮮への断固とした対応
- **原子力災害時の災害対応**のための体制整備 Θ

将来にわたって持続可能な社会保障制度の確立 2

- 地域の実情を踏まえた地域医療構想の実現及び必要な財源の確保 \bigcirc \bigcirc \bigcirc
 - 医師確保対策の推進
- 地域包括ケアシステム構築のための支援の強化

少十二大河

- 切か目のない支援による少子化対策と次世代育成支援の抜本的強化 子どもの貧困対策の拡充
- 地方が必要とする**教職員定数の確保**及び**専門・外部人材の更なる充実** 教育の情報化への財政的支援と情報化による学びの保障
- Θ

活力溢れる地域経済の実現に向けた経済対策の推進

- 資金繰り・投資促進、海外展開の支援
- 国産木材の需要創出及び技術開発・人材育成に対する支援の拡充
 - 地方が利用しやすい**官民共同利用型キャッシュレス基盤**の構築
- CSFに関する長期的支援とASFに備えた水際対策強化等の実施 -000000
- IPP11協定等の影響に対する措置など農業の特続的発展に向けた取組

誰もが希望をもって活躍できる社会づくり

 ∞

- り・気運醸成等と財政的支援 就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづく
- **新しい働き方**に必要な法や社会保障制度に関する**整備**の検討
 - 地域女性活躍推進交付金の制度継続及び十分な財源の確保

自然と暮らしが調和した環境・エネルギー政策の推進 **0**

重品

- 脱炭素社会の早期実現及び地域との共生ができる再生可能エネルギーの導入促進
- 水素社会の早期実現に向けた技術開発・研究、規制緩和

10 地域の誇りを守り育む文化・スポーツの振

- 感染防止対策を施した国際大会等の開催及びその効果を被及する施策の実施
 - スポーツ・文化と他産業の融合、アスリート等の育成・強化

令和2年9月 全国知事会



自由民主党総裁選挙立候補者に対する提言

全国知事会は、持続可能な新しい日本の創生に向け地方としての役割を 果たすべく、以下に記した重要項目の実施が必要不可欠と考えており、これらを党の重要政策に盛り込んでいただくよう強く申し入れます。

令和2年9月 全国知事会

1 新型コロナウイルス感染症対策の強化と地方経済に対 する支援 「ここ

- ①新型コロナウイルス感染症対策のための財源の増額や令和3年度以後の措置
- ・ 各都道府県が**感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して**、引き 続き迅速かつ的確に対応できるよう、予備費の活用も含め、新型コロナ ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染 症緊急包括支援交付金の増額や弾力的な運用、令和3年度以後の必要な 財政措置を行うこと。
- ②PCR等検査体制の戦略的拡大のための支援
- ・ 地域における感染状況を踏まえ、医療・介護・障がい者施設等の従事者、さらに、クラスター発生に伴う関係者を幅広く検査対象とし、感染拡大を封じ込めるためのPCR等検査体制の戦略的拡大に必要な支援を行うこと。
- ③医療機関の安定経営のためのさらなる支援
- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者受入れに関わらず、**受診控えにより 経営が悪化している医療機関**に対し、**安定的な経営を確保するためのさらなる支援**を行うこと。
- ④地方の意見を踏まえた感染症法における措置のあり方の見直し
 - ・ 感染症法に基づく指定感染症に対する措置のあり方の見直しについては、仮に入院勧告等の適用が一律になくなることになれば、新型コロナウイルス封じ込めに支障を来すことになることから、地域ごとに感染状況や医療提供体制に差があることを踏まえ、地方の意見を十分に聴き、地域の実情にあった運用を可能にするなど、実態に即した慎重な検討を行うこと。
- ⑤国と地方の緊密な連携による感染拡大防止に向けた課題の検討と対策の強化
- ・ これまで国と全国知事会が積み重ねてきた緊密な連携を継続し、地方 の意見を踏まえた感染拡大防止に向けた対策を行うこと。

- ・ 地域における感染ルートやクラスター発生施設等の分析を行い、疫学 調査等の保健所の体制強化や都道府県と保健所設置市との連携のあり 方等の課題の検討を行うとともに、次の波に備え、水際対策の強化や特 措法に基づく休業要請等の実効性を担保する措置の検討を行うこと。
- ⑥経済再生に向けた対策と地方財政の安定的運営のための支援
- ・ 国においては、今後の感染拡大に備えた検査体制・医療提供体制の強化や「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢や次の波への対応等に即して、追加の経済対策を講じるなど臨機応変に対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心を一つに、全力を傾注されることを期待する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止と併せて、社会経済活動を早期 に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するためには、ハー ド・ソフト両面において、リーマン・ショック時を上回る規模の国交付 金を新たに創設するなど、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した 総合的かつ積極的な経済対策を早期に講ずるべきである。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税などを減収補てん債の対象に追加すること。
- ⑦地方と連携した新型コロナウイルス感染症に対する偏見·差別等の 排除
- ・ 新型コロナウイルス感染症については、デマが拡散されたり、偏見や 差別、心ない誹謗中傷など、人権が脅かされる事例が横行していること から、国と地方が連携して継続的な広報や教育・啓発を実施するととも に、相談体制の整備等、偏見・差別を受けた方への支援についても感染 症法等の法令に位置づけるなど人権を守る対策を早急に講じること。

2 国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

重点

- ①地方への権限と財源の移譲をはじめとする地方分権改革の推進
- ・ 地方公共団体が、**地域の多様性を尊重した施策を自主的・自立的に実 施するため、権限や財源を大胆に移譲**し、新型コロナウイルス感染症対

策、地方創生、子育て支援などの喫緊の重要課題に、地方がより主体性 をもって取り組むことができるよう、**地方分権改革を強力に推進**するこ と。

- ・ 福祉分野を中心として多数存置され、地域の実情に応じた施策の展開 に支障を来している「従うべき基準」を速やかに見直すとともに、「義 務付け・枠付け」について、事前に地方がチェックする仕組みを法的に 確立すること。
- ・ 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しに ついては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」 のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の 活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・ 国と地方、都道府県と市町村、各都道府県間や各市町村間といった各主体間の多様かつ柔軟な協働、連携による取組を推進するとともに、地域交通において地域が自ら考え実行できる分権的手法の導入や地方版ハローワークのように、これまでの国と地方の役割分担を乗り越え、新しい形態の国・地方協働型の仕組みによる行政運営を推進すること。

②地方との実質的な対話・連携による施策の推進

・ 国と地方の協議の場に分野別分科会を設置し、新型コロナウイルス感 染症対策や地域医療の確保のように、国と地方が実質的な協議をしなが ら施策を推進する仕組みを強化すること。また、国会に常設の委員会と して「地方分権推進委員会」を設けるなど、立法プロセスに地方が適切 に関与する仕組みを構築すること。

③憲法における地方自治の本旨の明確化と合区解消

- ・ 「国民主権」の原理のもと、地方自治の権能は、住民から直接授権されたものであるとの観点から、憲法第92条の「地方自治の本旨」について、より具体的に規定するように検討するとともに自治立法権や自治財政権の拡充・強化を行うこと。
- ・ 参議院の「**合区問題**」については、**憲法改正等の抜本的な対応により** 「**合区を確実に解消**」すること(一部の府県に反対・賛同できない旨の 意見がある)。

④安定した地方税財政制度の確立

・ 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う 地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、地方が責任をもって、新 型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をは じめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置や 経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用 対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービ スを十分担えるよう、地方単独事業も含め、**地方財政計画に的確に反映** し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実す ること。

- ・ 国と地方の税収が概ね6対4であるのに対し、歳出ベースではこれが 逆転し、国と地方の歳出割合は概ね4対6となっているのが現状であ る。**国と地方の税源の配分を役割分担に見合うように見直し**、この乖離 を縮小していくことが必要であり、**地方税の充実と、税源の偏在性が小 さく、税収が安定的な地方税体系を構築**すること。
- ・ 地方交付税は、「地方の固有財源」であり、その総額を確保・充実するとともに、個々の団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、 財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、地方交付 税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革により、臨時財政対策債を縮 減すること。

⑤その他

・ 現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えるため、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化し過疎地域の振興と 持続可能な地域社会の実現が図られるよう、**令和3年度を初年度とする** 新たな過疎対策法を制定すること。

3 地方部と大都市部が共に輝く地方創生の実現

重点

- ①「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に対する地方の意見の反映
- ・ 地方創生は、地方部と都市部がそれぞれの持つ強みや特徴を伸ばし、より魅力ある、かつ力強い日本を形作るという国家構造の抜本的変革である。第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の推進に当たっては、地方と国が一体となって取り組むべき最優先課題であることを再度確認し、これまで以上に地方の意見を反映すること。また、第1期の検証結果等を踏まえ、地域の担い手の必要数を確保するという量的な視点での施策に加え、個人の立場に立って、それぞれが地域での生活をイメージし、その希望をかなえるという質的な視点での施策を講じること。
- ・ 第2期「総合戦略」の期間中には、東日本大震災の発災から 10 年間 の総仕上げや東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、

現行の過疎地域自立促進特別措置法の期限等の節目を迎えることから、次の観点も踏まえて地方創生に取り組むこと。

- I 地方創生のモデルとなるような復興の実現
- Ⅱ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活かした**地方創生の加速**と、その**レガシーを地方創生実現の力**とすること
- Ⅲ 新たな過疎対策法の制定等による**過疎地域における地方創生**
- ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地方創生推進交付金」、「地 方創生拠点整備交付金」を拡充・継続するとともに、地方の実情を踏ま えた弾力化を図ること。
- ②5Gの整備加速化及び未来技術を活用した Society5.0 の実装支援
- ・ Society5.0 時代の基幹インフラである5Gについて、人口減少が進む中山間地域や離島地域など条件不利地域を含め、都市と地方で一気に整備を進め、早期に5Gサービスが開始されるよう万全の対策を講じるとともに、地方における5Gを活用した地域の活性化や課題解決に向けた取組を支援すること。
- ・ 人手不足や生産性向上、防災・減災、地域交通維持・充実など地方創生に深く関わる課題の解決に大きく寄与する、AIやIoT、自動運転、空飛ぶクルマ等の未来技術を利活用した Society5.0 の社会実装に向けた具体的な支援策を早急に講ずること。

また、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した SDGs の理念を踏まえ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組むことの重要性を鑑み、自治体 SDGs 推進のための取組への支援を拡充すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン授業やテレワークなどの取組が大きく進み、新しいビジネスモデルも生まれてきている。これらを好機ととらえ、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、デジタルトランスフォーメーションを加速化させる取組を推進すること。
- ③人材育成の核となる地方大学等への支援
- 地方創生のさらなる推進には、中長期を見据えて若い世代の人材育成が重要であることを鑑み、地域における「知の拠点」として、地域経済・産業振興を担う人材育成の重要な核である地方大学について、「キラリと光る地方大学づくり」による若者育成の取組等を推進するとともに、高等学校等についても、地方創生を担う人材育成の核の一つと位置づけ、財政支援等を関係省庁が連携して行うこと。

また、企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロス

アポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入など、企業と大学等が長期的な関係を構築し、スピード感を持って技術の社会実装を達成することができる仕組みを構築すること。

- 地域課題の解決に向けて継続的に関わる関係人口の増加は、地方部と 都市部との双方にとって意義があるものと考えられることから、地域と 人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化をはじめ、「関係 人口」の創出・拡大に取り組むこと。
- ・ 様々な社会課題の解決を図る Society5.0 時代における地方創生の更なる推進やデジタル活用共生社会の実現に向け、AI・IoT・ビッグデータ等を利活用できるデジタル人材の育成に取り組むこと。
- 少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、福祉人材が不足した状態が続くことは、我が国の福祉の崩壊に繋がることから、保育士や介護人材の確保に向け、引き続き賃金の底上げによる処遇改善を図るとともに、労働環境の整備、保育士の離職時登録制度の法制化等を図ること。
- ・ 様々な就業分野が直面する深刻な担い手不足に対応するため、**産学官が連携した中小企業の人材確保等を支援する拠点整備や、ワンストップで支援する就農研修拠点の整備に対する補助**など、ハード整備を含む人材育成・確保策を的確に講じること。
- ・ 地域全体で子どもたちの学びと成長を支える活動や学校外の人的・物 的資源を活用した教育の充実など、学校を核とした地域づくり、地域を 支える人材育成に向け必要な措置を講じること。

④地方が行う観光施策支援のための財源措置

・ 観光産業は成長戦略と地方創生の大きな柱であることから、**観光誘客 促進のための受入環境の充実**や、地方が積極的に観光施策を実施するための必要かつ十分な**財源の確保・充実**に努めること。また、国際観光旅客税については、日本版DMO等の取組も含め、自由度が高く創意工夫を活かした取組に活用できる交付金として、一定割合を地方に配分するなど、地方の観光振興施策の財源に充当できる仕組みを創設すること。

⑤分散型国土創出のための「地方創生回廊」の早期構築

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大が社会経済活動に大きな影響を与え、過度な大都市部への一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性が改めて認識されたことを踏まえ、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し持続的に成長できる「新次元の分散型国土」の創出に向け、地方創生に不可欠な基盤として、「地方創生回廊」の早期

構築を図ること。その中核であるリニア中央新幹線については、一日も早い全線開業に向け必要な支援を行うとともに、高規格幹線道路、整備新幹線等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、整備新幹線の整備促進、地方空港・港湾の機能強化に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ること。

また、活力のある地域社会を実現するため、交通機関の利便性向上や交通事業者の生産性向上への支援、さらには、IoTの活用や、MaaS等の新たな技術・サービスの全国展開への支援等を充実・強化すること。加えて、リニア中央新幹線の開業に伴う、スーパー・メガリージョン効果を最大限に引き出すための各種プロジェクトに対する必要な支援を行うこと。

⑥その他

・ 「健康づくりや健康経営なくして、地方創生なし」の決意のもと、国 民一人ひとりの主体的な健康づくりや、スポーツを通じた健康増進、企 業の経営力向上にもつながる健康経営に向けた取組を地域の実情に沿 って、きめ細かく進められるよう、安定的な財源の確保など、関係省庁 が連携して地方を支援すること。

自由民主党総裁選挙立候補者に対する提言への回答について

全国知事会においては、自由民主党総裁選挙告示日の9月8日、所見発表演 説会や共同記者会見など、大変御多忙の中、全ての候補者御本人が対応いただ き、政策提言を実施致しました。

各候補者には、「新型コロナウイルス感染症対策の強化と地方経済に対する支援」、「国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化」、「地方部と大都市部が共に輝く地方創生の実現」をはじめ、防災・減災、国土強靱化対策など、地方が実現を望む10項目の政策提言について、全国知事会と心を一つに取り組んでいただくよう申し上げました。

その結果、3名全ての候補者から、御回答いただき、厚く御礼申し上げると ともに、政策提言の全ての項目について、御賛同いただきましたことに、大変 心強く思っております。

全国知事会としては、47都道府県の叡智を結集し、我が国が直面する「人口減少」及び「災害列島」に「新型コロナウイルス感染症」を加えた「3つの国難」を打破し、国と心を一つに、新たな日常を実装したWITHコロナからアフターコロナ時代の構築に向けて、しっかりと取り組んで参りますので、候補者各位の御健闘をお祈り申し上げるとともに、政策提言の具現化をお願い申し上げます。

令和2年9月11日

全国知事会 会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

全国知事会 総合戦略·政権評価特別委員会委員長 宮城県知事 村井 嘉浩

関西・イベント時の感染防止宣言

イベントの開催には感染防止の継続的な取組みが必要です。イベントを楽しむためにも、十分な人と人との間隔をとるなど感染防止を徹底しましょう。

府県民の皆様へ

- 発熱、倦怠感などの症状のある方は、イベントには参加せず保健所等に相談しましょう。
- ○屋内、屋外を問わずイベント参加時には必ずマスクを着用しましょう。
- 飛まつが拡散するような大声での歓声や声援は慎みましょう。
- 感染防止策がなされていないイベントへの参加は控えましょう。
- 国、自治体の接触確認アプリや追跡システムを積極的に活用しましょう。

イベント開催事業者の皆様へ

- 業種別ガイドラインを遵守し、感染防止に最善を尽くして、その旨宣言しましょう。
- 検温や手指消毒とともに、イベント参加者全員がマスクを着用できるよう準備をしましょう。
- 〇 屋内イベントでは、換気を強化しましょう。
- ロビーやトイレなどで密集状態が生じないようにしましょう。
- 自治体の追跡システムを活用するなど、入場者の連絡先を記録し、参加者を把握しましょう。



コロナ禍でも台風時には避難行動を!

事前の準備として

- ハザードマップ等を活用し、自宅等の近くの浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、 あらかじめ避難先、避難方法を決めておきましょう。
- 最寄の避難所をはじめ、複数の安全な避難先を決めておきましょう。
- 〇 安全な場所であれば自宅に留まること、親戚や知人の家に避難することも有効です。
- 窓の施錠や雨戸の補強、側溝の掃除、飛ばされやすい物の固定などの備えをしましょう。
- 〇 備蓄品を点検した上で、感染症対策用品を加えた「非常時持ち出し品」を準備しましょう。

避難する時には

- 新型コロナウイルス感染期にあっても台風等から命を守るためには、避難は必要です。 躊躇なく早めの避難行動をしましょう。
- 避難所の開設状況を、市町村のHPや防災アプリ等で確認しましょう。
- 避難先での感染防止のため、手指消毒やマスク着用など基本的な対策を徹底しましょう。 また、体調が悪い場合には必ず受付の際に申し出ましょう。
- 屋外への避難が危険な時は、建物の2階以上で斜面の反対側など、 安全な場所へ移動しましょう。
- 特に悪天候時は、避難途中での増水や地盤の緩みに注意しましょう。

